

柴田町こども計画

令和8年度から令和11年度

こどもと若者の 笑顔があふれるまち しばた



令和8年3月

柴田町

はじめに

令和6年の全国の出生数は、過去最少の約69万人となり、少子化は急速に進んでいます。また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域コミュニティ意識の希薄化など、親族や友人などからの支援を受けづらい環境となっており、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている家庭が増えております。

このように子育て環境が大きく変化している中、国ではこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和4年に制定（令和5年4月施行）し、新たな組織としてこどもの最善の利益を第一とした「こどもまんなか社会」の実現を図るため、こども家庭庁を設立しました

本町では、令和7年度（2025年度）に「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心してこどもを産み育てる環境、一人ひとりのこどもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて、様々な事業に取り組んでおります。今後さらに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、また、ライフステージに沿った各施策を総合的に展開していくため、既存の「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」と「第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」を内包する新たな「柴田町こども計画」を策定しました。

柴田町こども計画には、新たに「若者」に対する施策を加え、すべてのこども・若者が自分らしく将来にわたって幸せに、夢と希望を持って生活が送ることができるように支援してまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民のみなさま、また、様々な視点から熱心にご審議をいただきました「柴田町子ども・子育て会議」の委員の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

柴田町長 滝 口 茂



第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 策定の体制と町民意見の反映.....	5
第2章 本町のこども・若者と家庭を取り巻く環境.....	6
1. 統計からみる現状.....	6
2. こども・若者施策に関する調査概要.....	10
3. ヤングケアラー調査概要.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1. 基本理念.....	43
2. 施策の体系.....	44
第4章 施策の展開.....	45
1. ライフステージを通じた支援.....	45
2. ライフステージ別の支援.....	53
3. 子育て当事者への支援.....	59
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	65
1. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」.....	65
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	65
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	69
4. 教育・保育の一体的提供の推進.....	79
第6章 施設整備事業.....	80
第7章 計画の推進に向けて.....	81
1. 計画の推進体制.....	81
2. 計画の進行管理.....	81
3. 計画の評価・検証.....	82
資料編.....	83
1. 柴田町子ども・子育て会議条例.....	83
2. 柴田町子ども・子育て会議 委員名簿.....	85
3. 策定経過.....	86
4. 用語解説.....	87

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国の令和6年の出生数は、68万6,173人で前年の72万7,288人より4万1,115人減少し、急速に少子化は進んでおります。本町においても、令和6年の出生数は159人と平成26年より119人減少し、全国と同様に少子化が進行している状況です。ライフスタイルや価値観の多様化など子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待、ひきこもり等の家族をめぐる問題、子育て家庭の孤立化、つながりの希薄化に伴う地域社会をめぐる問題など依然として解決すべき課題として残されている状況です。

このような社会情勢を背景に、令和5年（2023年）に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法として「子ども基本法」が施行され、また、子ども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定されました。

子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすもので、市町村においては、子ども大綱と都道府県の計画を勘案し、子どもや子育て当事者の意見を反映した「子ども計画」を策定することが努力義務とされたところです。

【子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

法律・制度等		内 容
平成27年 (2015年)	・子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
令和5年 (2023年)	・子ども基本法成立 ・子ども家庭庁の発足	・子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ・施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備
令和5年 (2023年)	・子ども大綱の閣議決定 ・子ども未来戦略の閣議決定	・子ども基本法に基づき、子どもの政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的方針を定める。 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大大綱を一元化
令和6年 (2024年)	・こどもまんなか実行計画の決定	・子ども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	・次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	・子ども・子育て支援法等の一部改正	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進

2. 計画の位置づけと期間

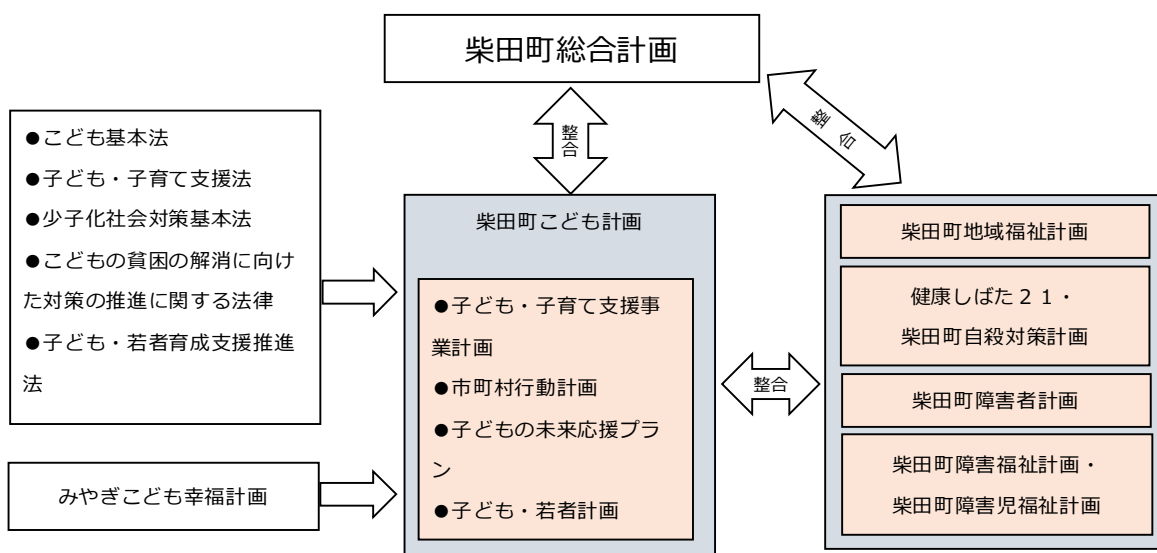
(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」に位置付け、国のこども大綱を踏まえるとともに、みやぎこども幸福計画を勘案して策定します。また、本計画は、次の計画を包含するものとして策定します。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 市町村子どもの貧困の解消に向けた計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

また、町の最上位計画「柴田町総合計画」、「柴田町地域福祉計画」、「健康しばた21」などとの整合・連携を図ります。

□他計画との連携

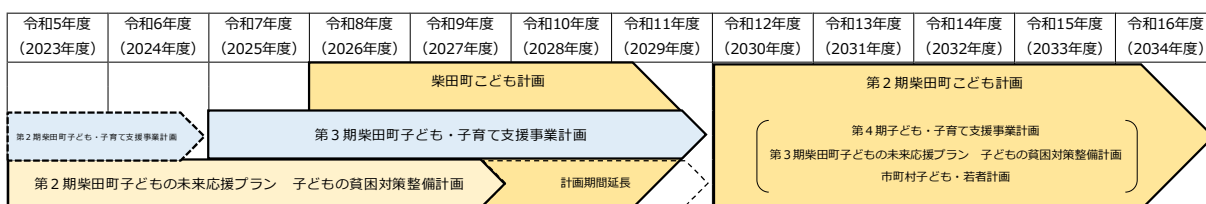


(2) 計画の期間

この計画は、第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～及び第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画を包含するとともに、各計画の期間を統一するため、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間を計画期間としますが、次期計画以降は5年間を計画期間とします。

また、第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～については、見直しを図りながら、令和11年度（2029年度）まで計画期間を延長します。

□計画の期間



※第2期柴田町子どもの未来応援プランは、本計画内で見直しを行い、それぞれの計画終期を令和11年度に変更し、柴田町こども計画に包含するものとします。

3. 計画の対象

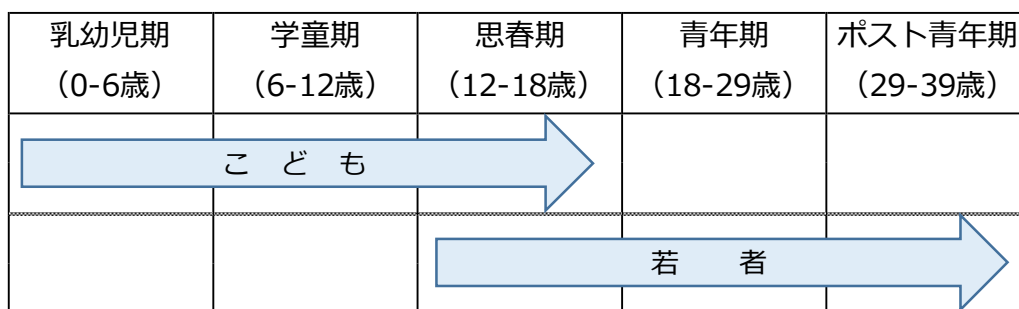
本計画は、こどもや若者、子育てをしている保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において、「こどもとは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画においては、こども・若者の対象年齢をおおむね30歳代までとし、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

「こども」の表記については、ひらがなを用いることとしていますが、法令に根拠がある用語を用いる場合や固有名詞を用いる場合には「子ども」と表記することとします。

□計画の対象



○「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経ておとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

○「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」されている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いるものとする。

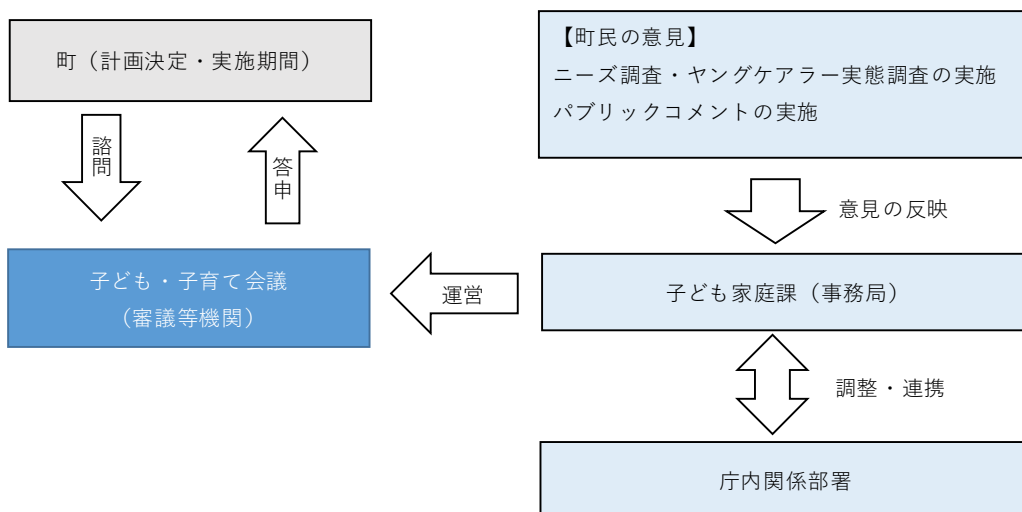
4. 策定の体制と町民意見の反映

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく柴田町子ども・子育て会議の場で協議しています。同会議は、計画策定の後も柴田町のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

また、町民の意見については、16歳から39歳までのこども・若者に対する子ども・若者施策に関する調査と小学4年生から中学3年生までのこどもに対するヤングケアラー実態調査を実施し、調査結果から得られた現状や今後の子育て支援に係る意向を計画策定の基礎資料として活用しています。

また、町公共施設やホームページ上においてパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、計画への反映に努めました。

□計画の策定体制



第2章 本町の子ども・若者と家庭を取り巻く環境

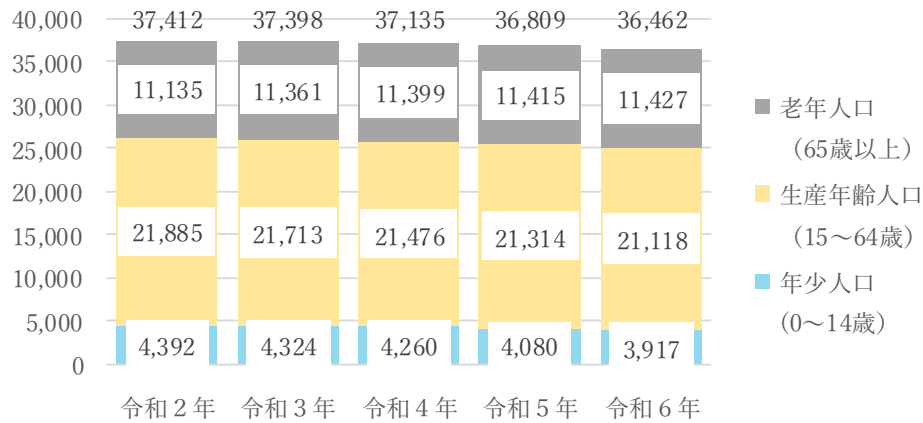
1. 統計からみる現状

(1) 人口推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和6年には36,462人と、令和2年の37,412人より950人減少しています。

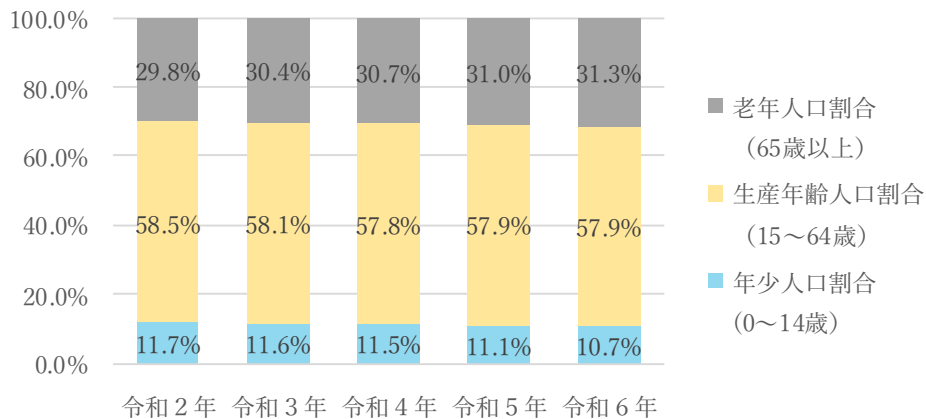
年齢3区分別人口は、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しておりますが、老年人口は増加傾向となっております。

□総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

□総人口・年齢3区分別人口割合の推移

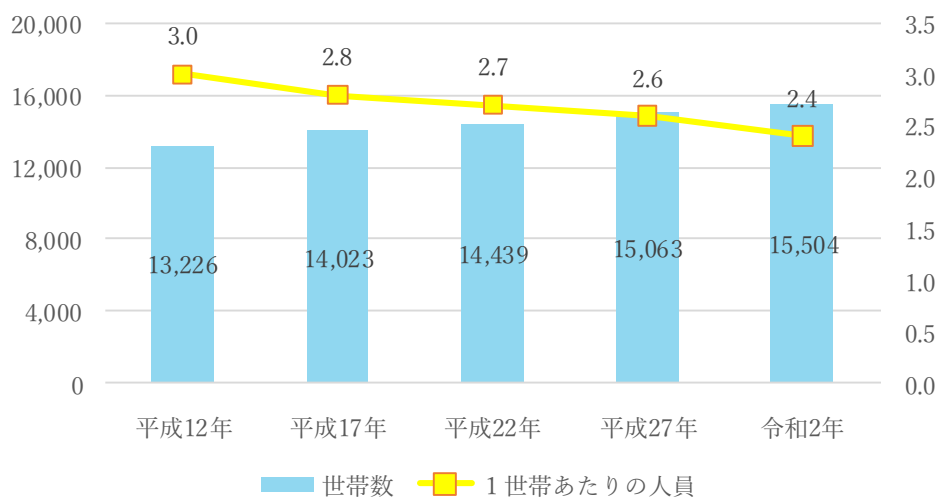


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯数・世帯人員の推移

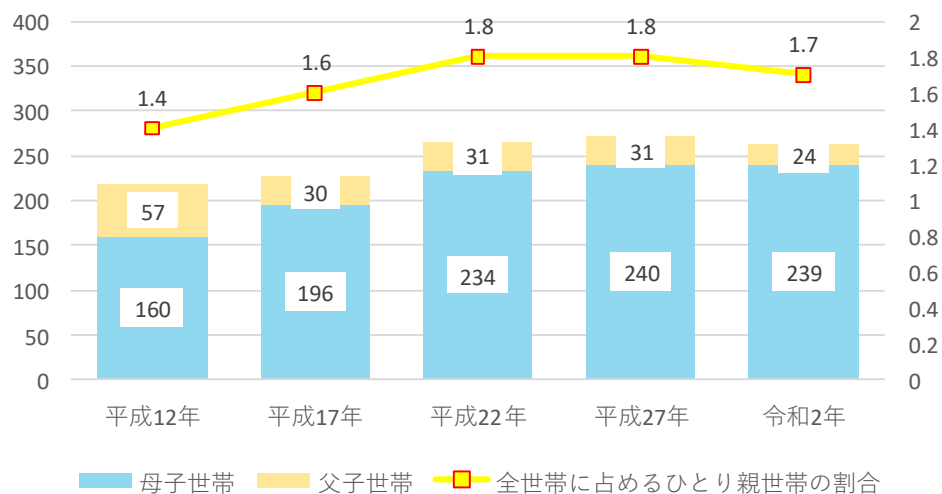
世帯数は、増加傾向にあり、令和2年度の一般世帯数は、15,504世帯となっておりますが、一世帯あたり人員数は減少傾向にあり、核家族化、単身世帯の増加などにより世帯規模の縮小が伺えます。

□世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

□全世界帯に占めるひとり親世帯の割合の推移



資料：国勢調査

(3) こども・若者の人口の推移

本町のこども・若者の人口は、減少傾向にあります

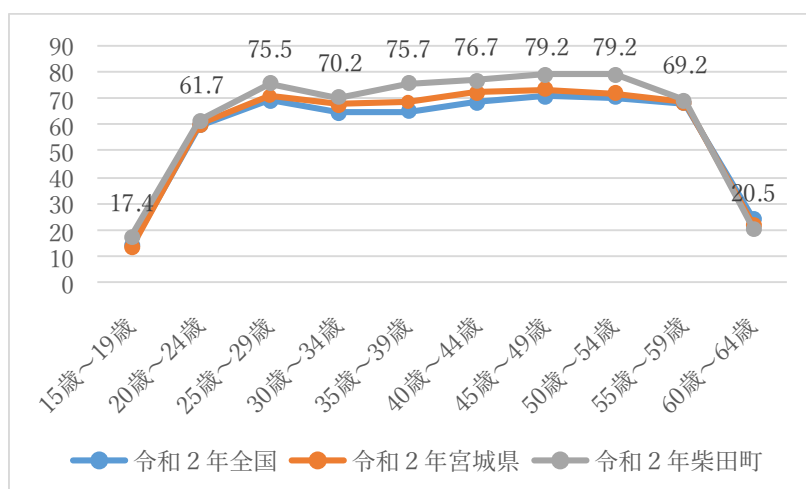
□ 0歳～39歳の人口推移



(4) 女性の労働状況の推移

本町の女性の就業率は、国や県よりも高く、20歳から54歳にかけて70%を超えています。また、30歳～34歳でやや落ち込み、「M字カーブ」がみられます。

□ 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

(5) 出生数の推移

本町の出生率（合計特殊出生率）の直近の平成30年～令和4年の値は、1.22と全国より低く、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.07を下回っています。

この数値は、親となる世代の人口規模の縮小や若者の結婚・出産に対する意識の変化が大きく関わっており、少子化の要因の一つとみられます。

□合計特殊出生率

区分	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
柴田町	1.5	1.38	1.3	1.35	1.33	1.22
宮城県	1.46	1.37	1.28	1.29	1.35	1.19
全国	1.44	1.35	1.3	1.39	1.43	1.33

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が生涯、何人の子どもを出産するかを推計したものです。

資料：柴田町人ロビジョン

2. こども・若者施策に関する調査概要

(1) 調査の概要

本調査は、本計画の策定にあたり、高校生世代から39歳のみなさんのご意見等をお聞きし、こども・若者施策に反映することを目的として実施しました。

項 目	内 容
調査対象者	高校生世代から39歳（昭和61年4月2日生から平成20年4月1日生まで）
調査期間	令和7年6月30日（月）から7月14日（月）
調査方法	WEB回答による本人回答方式
調査人数	1,000人（無作為抽出）
有効回収数	208件（回答率20.8%）

◇アンケート結果の見方

調査結果の数値については、小数点第2位以下で四捨五入しているため、内訳を合計しても100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

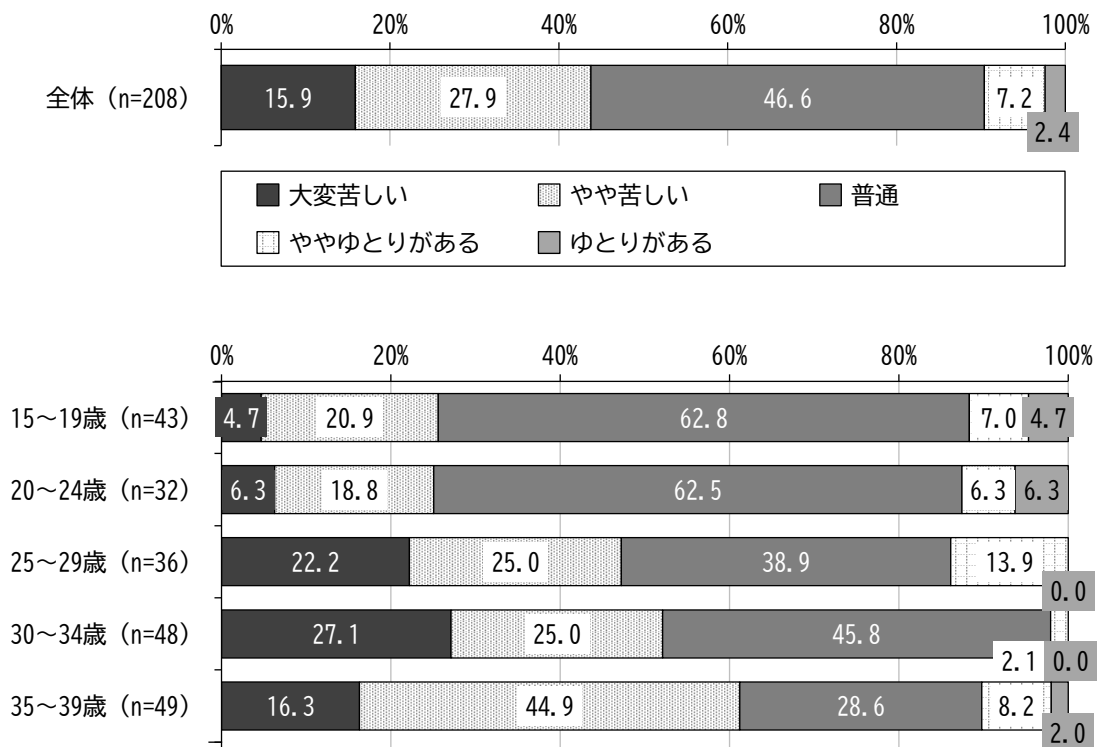
図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の抜粋

① 現在のあなたの暮らしの状況について、どのように感じていますか。(単数回答)

現在の暮らしの状況についてみると、「普通」が46.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が27.9%、「大変苦しい」が15.9%となっています。

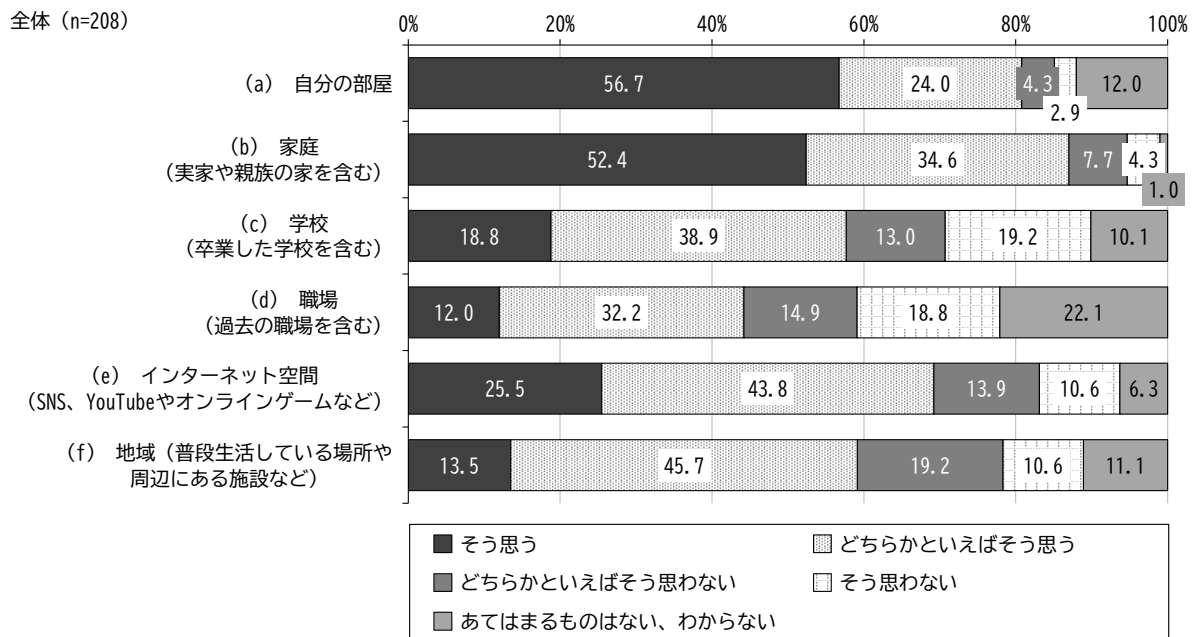
年齢別にみると、35～39歳では「やや苦しい」、その他の年齢では「普通」が最も高くなっています。



② 次の場所は、今のあなたにとって、ほっとできる居場所や居心地の良い居場所になっていますか。(それぞれ単数回答)

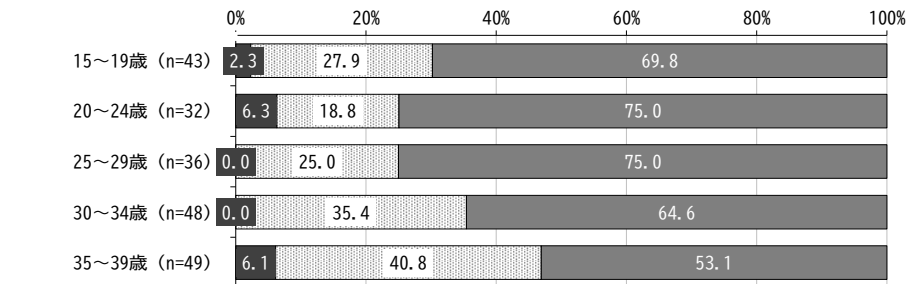
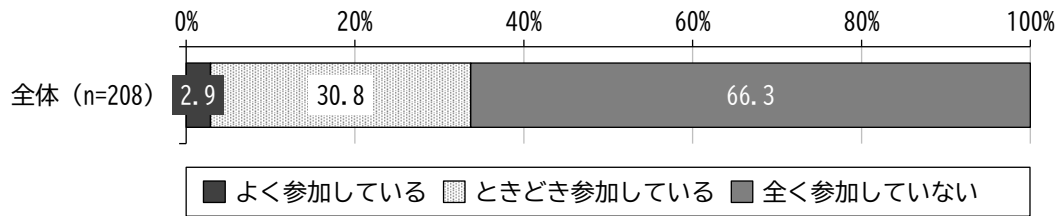
「そう思う」の割合についてみると、[(a) 自分の部屋]が56.7%と最も高く、次いで[(b) 家庭(実家や親族の家を含む)]が52.4%、[(e) インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)]が25.5%となっています。

「そう思わない」の割合についてみると、[(c) 学校(卒業した学校を含む)]が19.2%と最も高く、次いで[(d) 職場(過去の職場を含む)]が18.8%、[(e) インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)] [(f) 地域(普段生活している場所や周辺にある施設など)]が10.6%となっています。



③ あなたは、現在、地域の行事などにどの程度参加していますか。(単数回答)

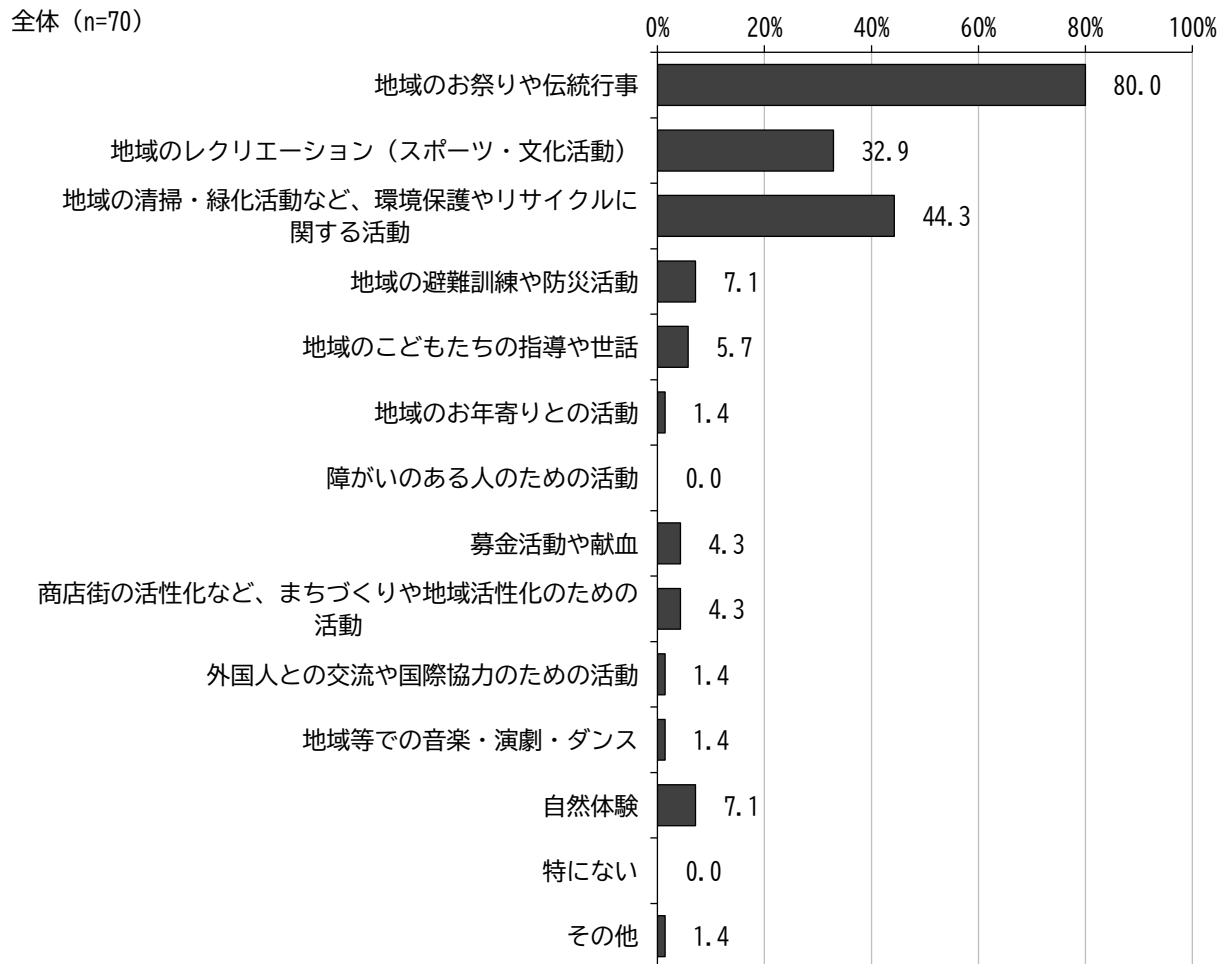
地域の行事などに参加しているかについてみると、「全く参加していない」が66.3%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が30.8%、「よく参加している」が2.9%となっています。



③で「よく参加している」または「ときどき参加している」を選んだ方

③-1 あなたが参加したことがある地域の行事は何ですか。(複数回答)

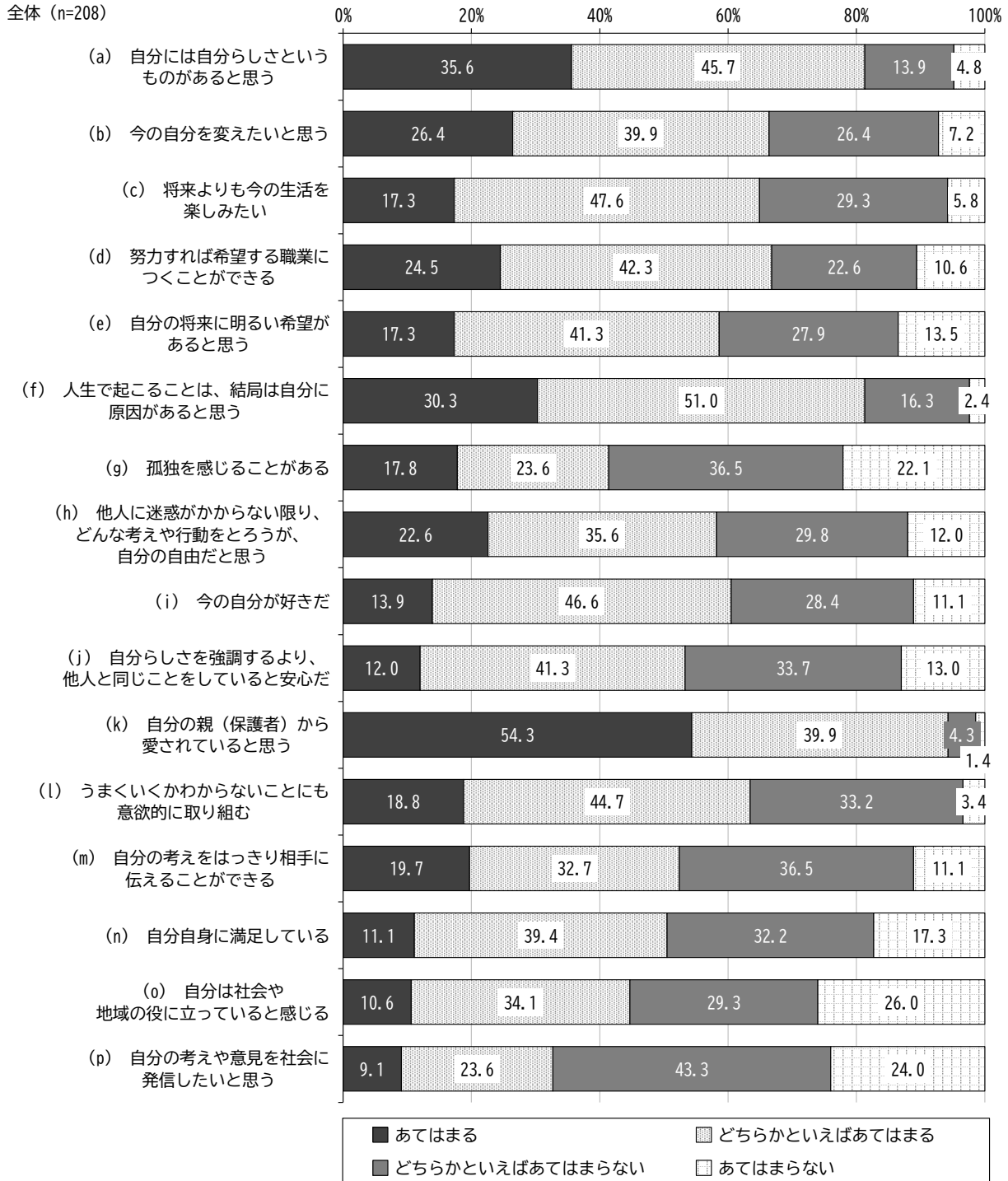
参加したことがある地域の行事についてみると、「地域のお祭りや伝統行事」が80.0%と最も高く、次いで「地域の清掃・緑化活動など、環境保護やリサイクルに関する活動」が44.3%、「地域のレクリエーション(スポーツ・文化活動)」が32.9%となっています。



④ あなた自身の意識や考え方について、次のことがどのくらいあてはまりますか。
(それぞれ単数回答)

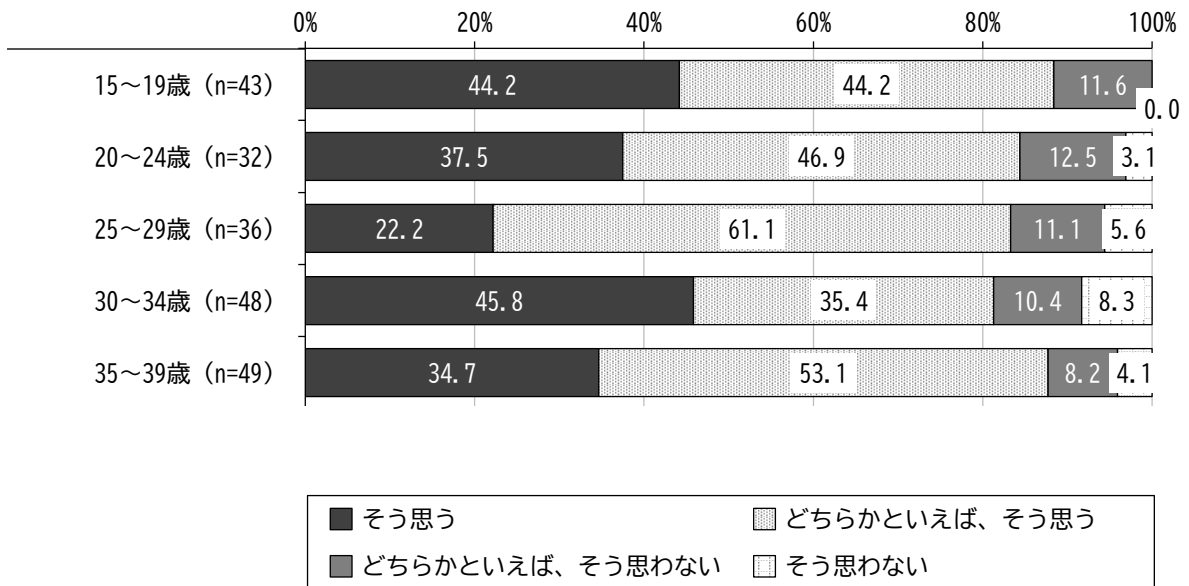
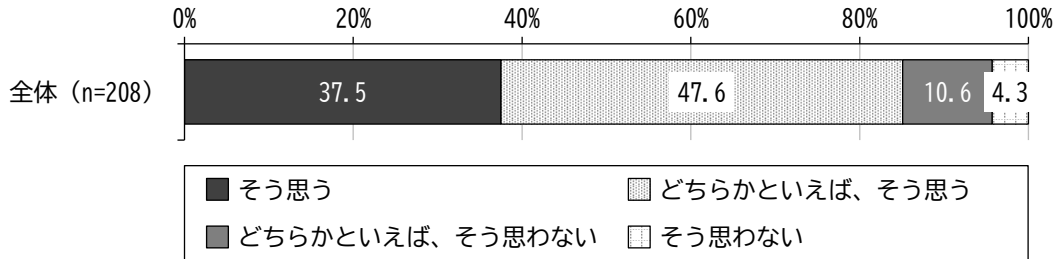
「あてはまる」の割合についてみると、[(k) 自分の親(保護者)から愛されていると思う]が54.3%と最も高く、次いで[(a) 自分には自分らしさというものがあると思う]が35.6%、[(f) 人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う]が30.3%となっています。

「あてはまらない」の割合についてみると、[(o) 自分は社会や地域の役に立っていると感じる]が26.0%と最も高く、次いで[(p) 自分の考えや意見を社会に発信したいと思う]が24.0%、[(g) 孤独を感じることもある]が22.1%となっています。



⑤ あなたは、現在、幸せだと思いますか。(単数回答)

幸せだと思うかについてみると、「どちらかといえば、そう思う」が47.6%と最も高く、次いで「そう思う」が37.5%、「どちらかといえば、そう思わない」が10.6%となっています。
年齢別にみると、15～19歳では「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」、30～34歳では「そう思う」、その他の年齢では「どちらかといえば、そう思う」が最も高くなっています。

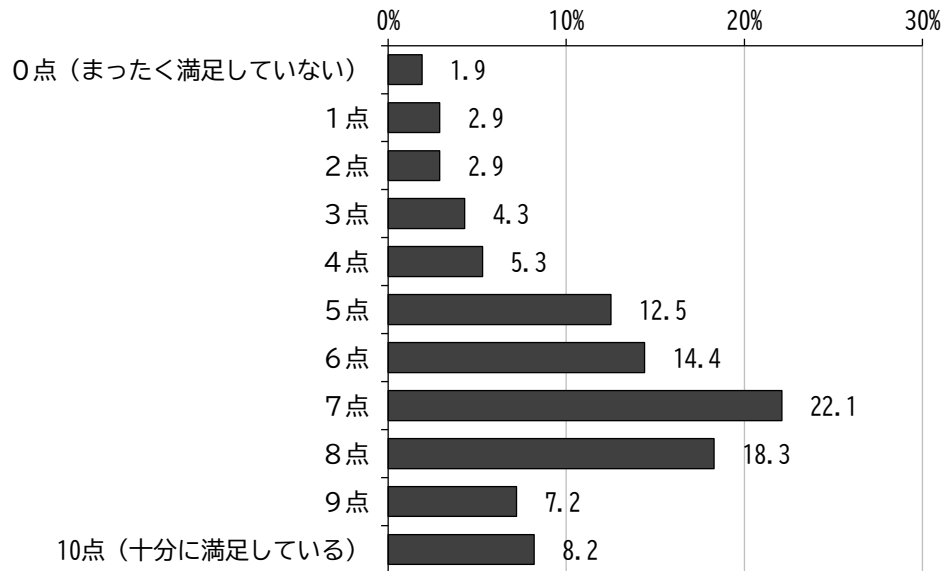


⑥ あなたは、今の自分の生活に満足していますか。(単数回答)

今の生活の満足度についてみると、「7点」が22.1%と最も高く、次いで「8点」が18.3%、「6点」が14.4%となっています。

年齢別にみると、15～19歳、25～29歳では「8点」、その他の年齢では「7点」が最も高くなっています。

全体 (n=208)

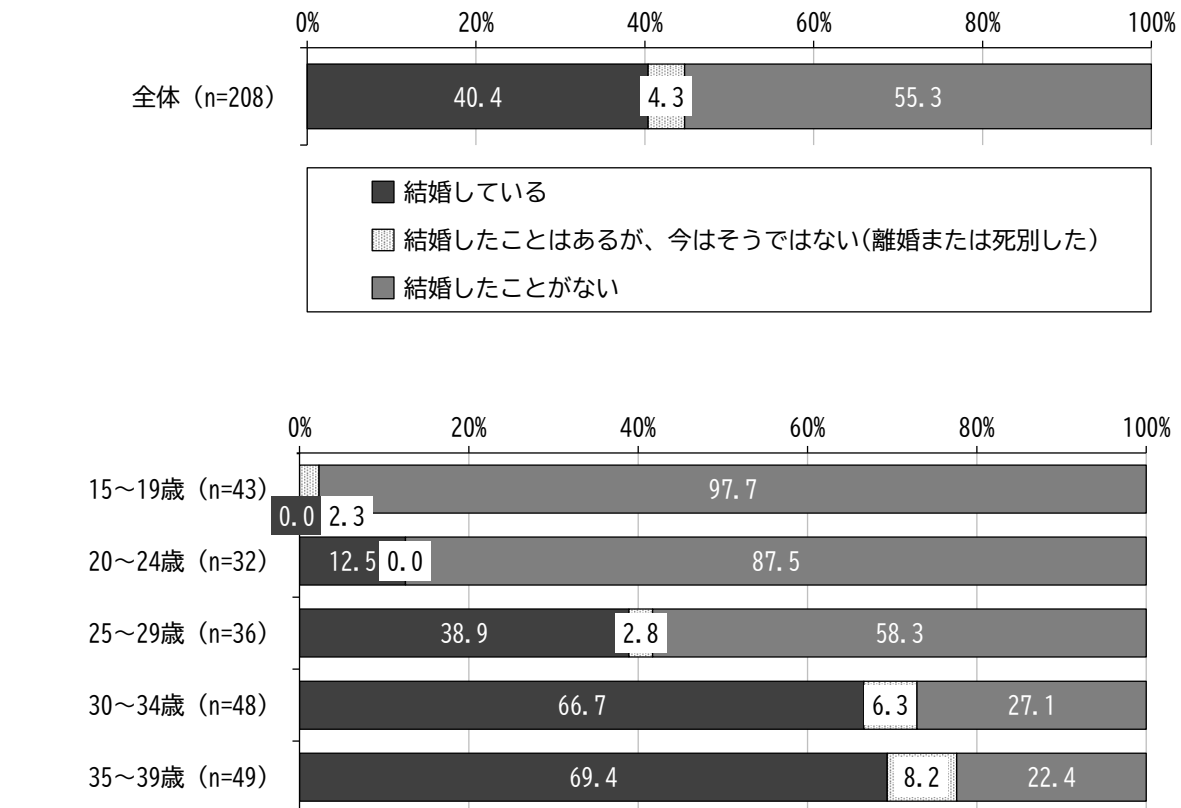


		n	足0点 して いない (ま った く 満 足 し て い な い)	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	6 点	7 点	8 点	9 点	足10点 して いる (十 分 に 満 足 し て い る)
%													
全体		208	1.9	2.9	2.9	4.3	5.3	12.5	14.4	22.1	18.3	7.2	8.2
年 齢 別	15～19歳	43	-	-	-	2.3	2.3	20.9	9.3	18.6	23.3	11.6	11.6
	20～24歳	32	3.1	-	3.1	3.1	9.4	6.3	15.6	18.8	15.6	9.4	15.6
	25～29歳	36	-	5.6	2.8	5.6	11.1	16.7	11.1	16.7	19.4	5.6	5.6
	30～34歳	48	2.1	4.2	6.3	6.3	2.1	8.3	12.5	29.2	16.7	8.3	4.2
	35～39歳	49	4.1	4.1	2.0	4.1	4.1	10.2	22.4	24.5	16.3	2.0	6.1

⑦ あなたは結婚していますか。現在の状況をお答えください。(単数回答)

現在、結婚しているかについてみると、「結婚したことがない」が55.3%と最も高く、次いで「結婚している」が40.4%、「結婚したことはあるが、今はそうではない(離婚または死別した)」が4.3%となっています。

年齢別にみると、30～34歳、35～39歳では「結婚している」、その他の年齢では「結婚したことがない」が最も高くなっています。

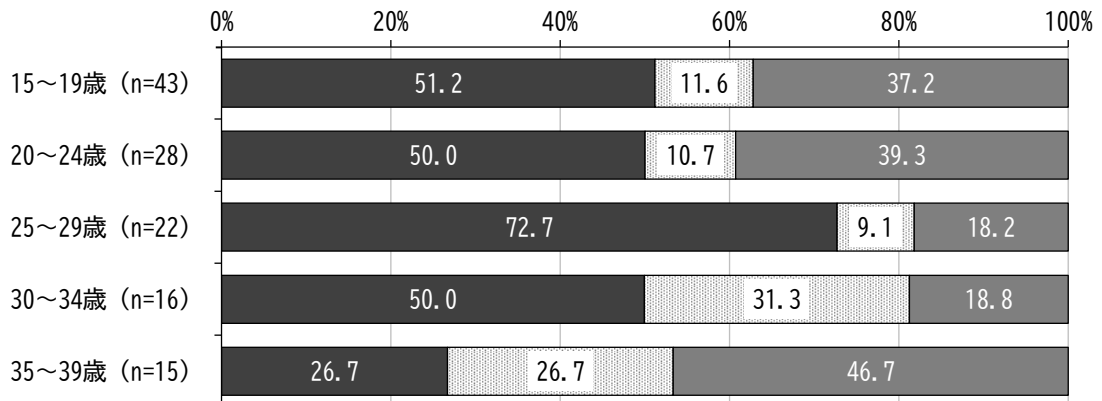
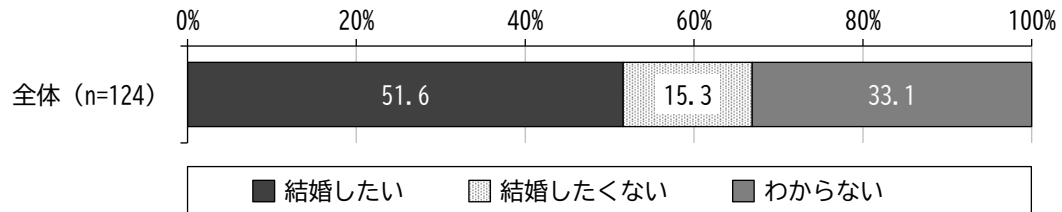


⑦で「結婚したことはあるが、今はそうではない(離婚または死別した)」「結婚したことがない」を選んだ方

⑦-1 あなたは、今後結婚したいと思いますか。(単数回答)

今後結婚したいと思うかについてみると、「結婚したい」が51.6%と最も高く、次いで「わからない」が33.1%、「結婚したくない」が15.3%となっています。

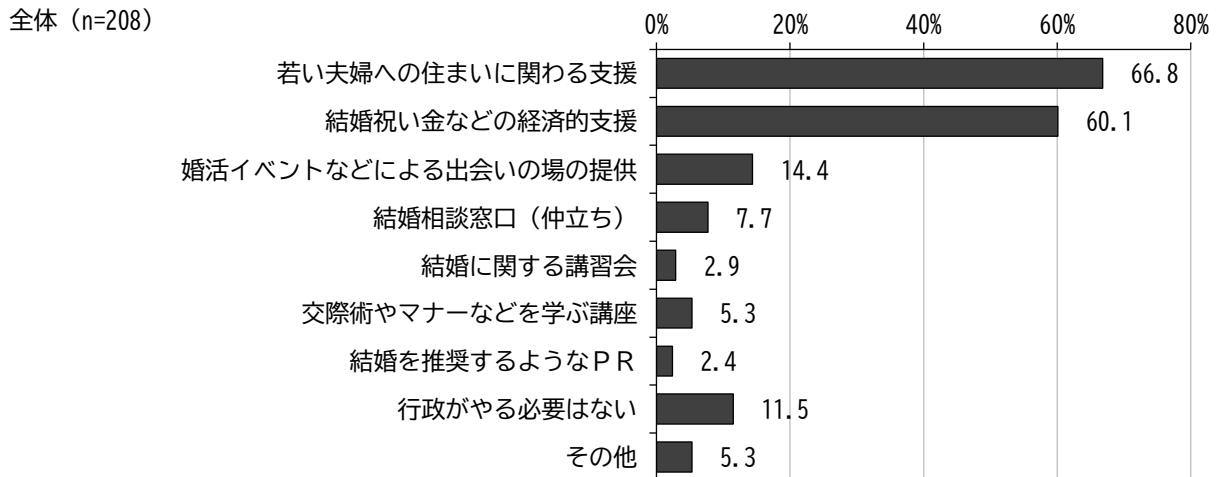
年齢別にみると、35～39歳では「わからない」、その他の年齢では「結婚したい」が最も高くなっています。



⑧ 今後、結婚支援として、町に最も力を入れてほしい取り組みは何だと思えますか。(複数回答)

結婚支援として、町に最も力を入れてほしい取り組みについてみると、「若い夫婦への住まいに関わる支援」が66.8%と最も高く、次いで「結婚祝い金などの経済的支援」が60.1%、「婚活イベントなどによる出会いの場の提供」が14.4%となっています。

年齢別にみると、20～24歳、30～34歳では「結婚祝い金などの経済的支援」、その他の年齢では「若い夫婦への住まいに関わる支援」が最も高くなっています。

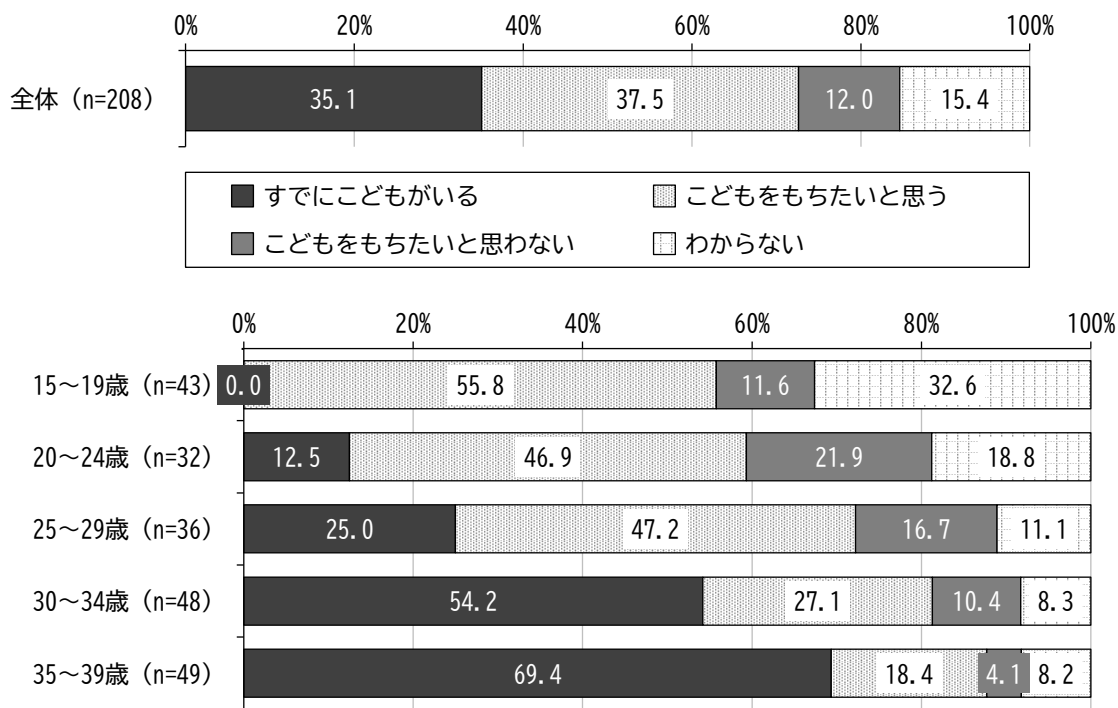


	n	若い夫婦への住まい	経済的支援	出会いの場の提供	結婚相談窓口(仲立ち)	結婚に関する講習会	交際術やマナーなどを学ぶ講座	結婚を推奨するようなPR	行政がやる必要はない	その他	
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	
全体	208	66.8	60.1	14.4	7.7	2.9	5.3	2.4	11.5	5.3	
年齢別	15～19歳	43	65.1	53.5	9.3	9.3	4.7	14.0	4.7	11.6	2.3
	20～24歳	32	75.0	78.1	12.5	9.4	9.4	-	-	9.4	3.1
	25～29歳	36	77.8	63.9	16.7	5.6	-	2.8	-	5.6	8.3
	30～34歳	48	60.4	66.7	12.5	8.3	-	4.2	6.3	10.4	6.3
	35～39歳	49	61.2	44.9	20.4	6.1	2.0	4.1	-	18.4	6.1

⑨ あなた自身が子どもをもつことについて、あなたはどのように思いますか。(単数回答)

子どもをもつことについてみると、「子どもをもちたいと思う」が37.5%と最も高く、次いで「すでに子どもがいる」が35.1%、「わからない」が15.4%となっています。

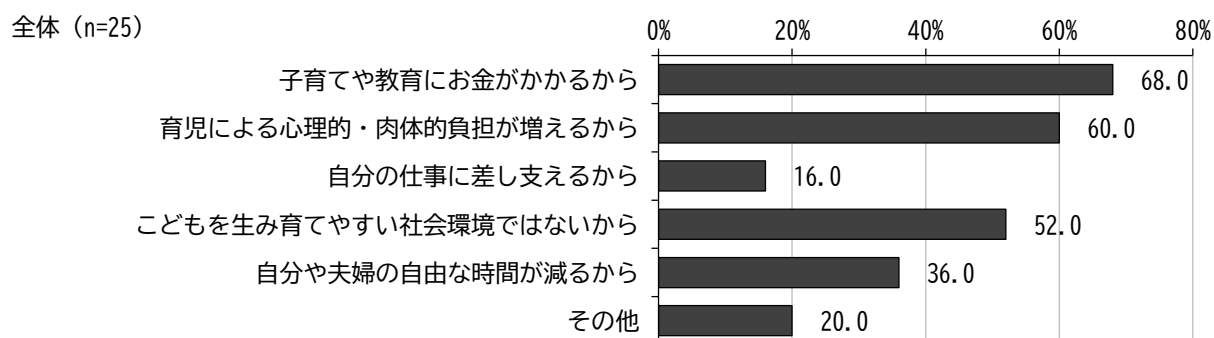
年齢別にみると、30～34歳、35～39歳では「すでに子どもがいる」、その他の年齢では「子どもをもちたいと思う」が最も高くなっています。



⑨で「子どもをもちたいと思わない」を選んだ方

⑨-1 その理由を教えてください。(複数回答)

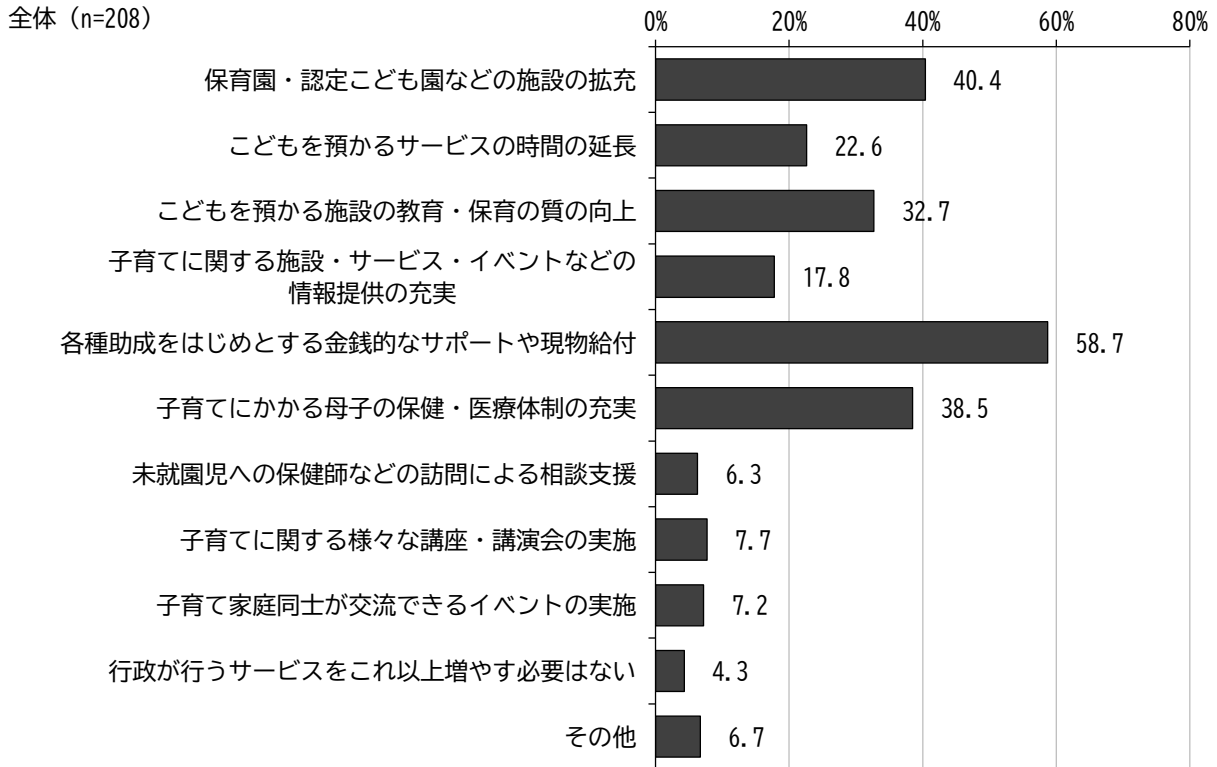
子どもをもちたいと思わない理由についてみると、「子育てや教育にお金がかかるから」が68.0%と最も高く、次いで「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が60.0%、「子どもを生き育てやすい社会環境ではないから」が52.0%となっています。



⑩ 今後、育児に関するサービスとして、町に最も力を入れてほしい取り組みは何だと思いますか。(複数回答)

育児に関するサービスとして、町に最も力を入れてほしい取り組みについてみると、「各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付」が58.7%と最も高く、次いで「保育園・認定こども園などの施設の拡充」が40.4%、「子育てにかかる母子の保健・医療体制の充実」が38.5%となっています。

年齢別にみると、15～19歳では「子育てにかかる母子の保健・医療体制の充実」、その他の年齢では「各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付」が最も高くなっています。

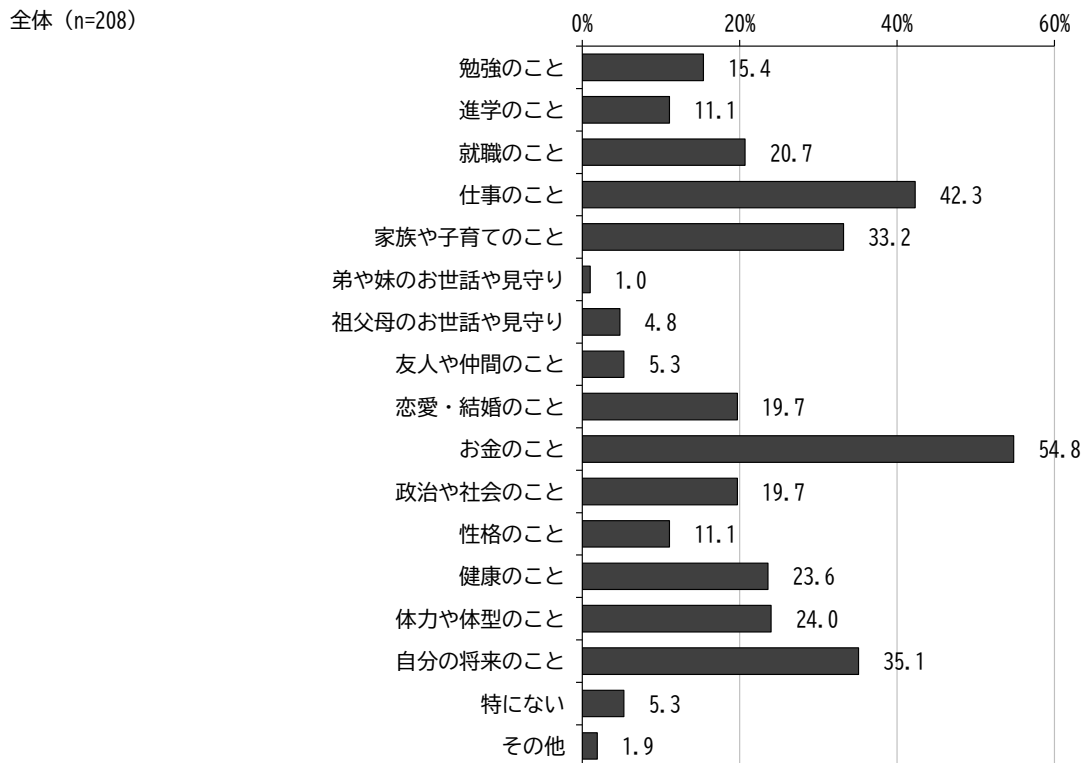


	n	保育園・認定こども園の施設の拡充	子どもを預かるサービスの時間の延長	子どもを預かる施設の教育・保育の質の向上	子育てに関する施設・サービス・イベントなどの情報提供の充実	各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付	子育てにかかる母子の保健・医療体制の充実	未就園児への保健師などの訪問による相談支援	子育てに関する様々な講座・講演会の実施	子育て家庭同士が交流できるイベントの実施	行政が行うサービスをこれ以上増やす必要はない	その他	
全体	208	40.4	22.6	32.7	17.8	58.7	38.5	6.3	7.7	7.2	4.3	6.7	
年齢別	15～19歳	43	41.9	18.6	32.6	18.6	39.5	44.2	4.7	9.3	7.0	4.7	4.7
	20～24歳	32	53.1	9.4	31.3	6.3	68.8	40.6	6.3	21.9	9.4	3.1	6.3
	25～29歳	36	47.2	25.0	33.3	19.4	63.9	41.7	8.3	5.6	5.6	-	8.3
	30～34歳	48	31.3	25.0	43.8	20.8	70.8	39.6	4.2	6.3	6.3	4.2	4.2
	35～39歳	49	34.7	30.6	22.4	20.4	53.1	28.6	8.2	-	8.2	8.2	10.2

⑪ あなたは、現在どのような悩み事や心配事がありますか。(複数回答)

悩み事や心配事についてみると、「お金のこと」が54.8%と最も高く、次いで「仕事のこと」が42.3%、「自分の将来のこと」が35.1%となっています。

年齢別にみると、15～19歳では「勉強のこと」、20～24歳では「仕事のこと」、その他の年齢では「お金のこと」が最も高くなっています。



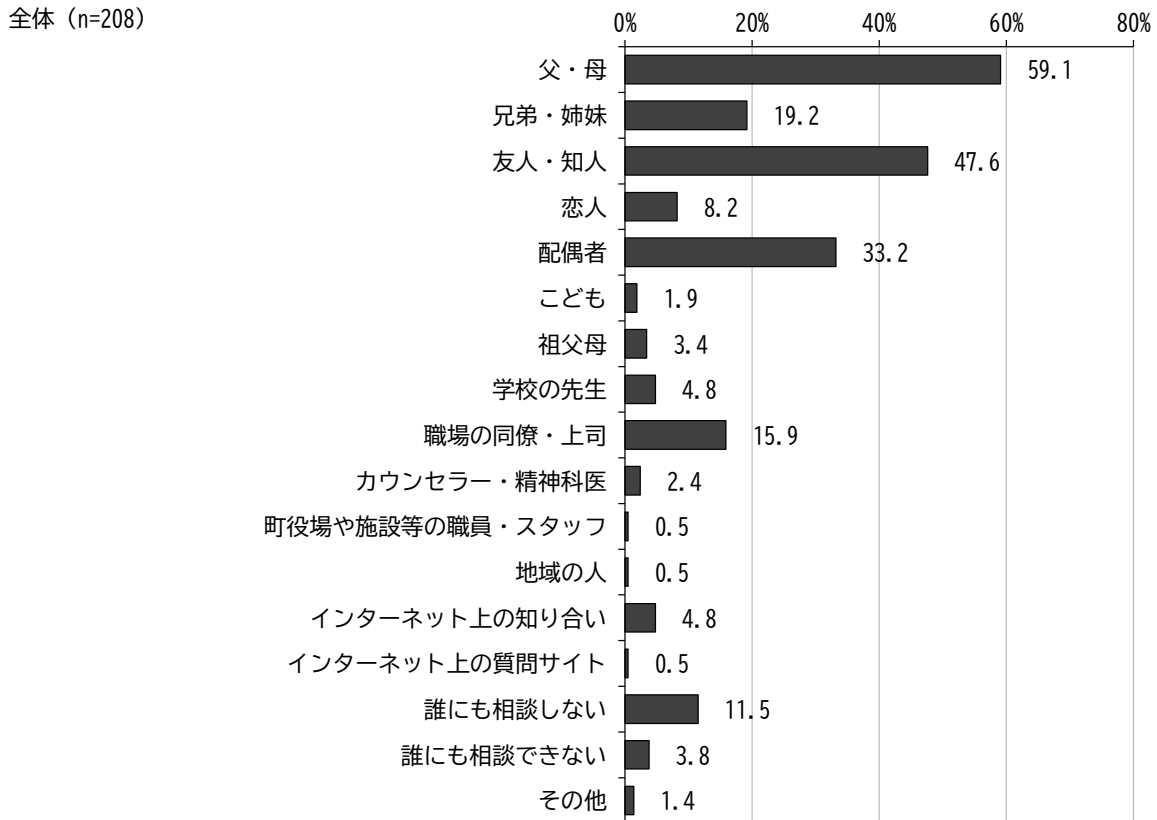
	n	勉強のこと	進学のこと	就職のこと	仕事のこと	家族や子育てのこと	弟や妹のお世話や見守り	祖父母のお世話や見守り	友人や仲間のこと	恋愛・結婚のこと	
											%
全体	208	15.4	11.1	20.7	42.3	33.2	1.0	4.8	5.3	19.7	
年齢別	15～19歳	43	55.8	46.5	41.9	14.0	4.7	-	-	18.6	18.6
	20～24歳	32	15.6	3.1	37.5	56.3	15.6	-	3.1	9.4	28.1
	25～29歳	36	5.6	-	19.4	47.2	30.6	5.6	5.6	-	30.6
	30～34歳	48	-	-	10.4	45.8	52.1	-	8.3	-	16.7
	35～39歳	49	2.0	4.1	2.0	51.0	53.1	-	6.1	-	10.2

	n	お金のこと	政治や社会のこと	性格のこと	健康のこと	体力や体型のこと	自分の将来のこと	特にない	その他	
										%
全体	208	54.8	19.7	11.1	23.6	24.0	35.1	5.3	1.9	
年齢別	15～19歳	43	25.6	9.3	16.3	9.3	23.3	44.2	7.0	2.3
	20～24歳	32	46.9	18.8	21.9	18.8	12.5	40.6	12.5	-
	25～29歳	36	63.9	27.8	8.3	19.4	22.2	36.1	2.8	8.3
	30～34歳	48	64.6	31.3	10.4	33.3	29.2	35.4	4.2	-
	35～39歳	49	69.4	12.2	2.0	32.7	28.6	22.4	2.0	-

② あなたは普段悩み事を誰に相談しますか。(複数回答)

普段悩み事を誰に相談するかについてみると、「父・母」が59.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が47.6%、「配偶者」が33.2%となっています。

年齢別にみると、15～19歳では「父・母」「友人・知人」、20～24歳、25～29歳では「父・母」、30～34歳、35～39歳では「配偶者」が最も高くなっています。



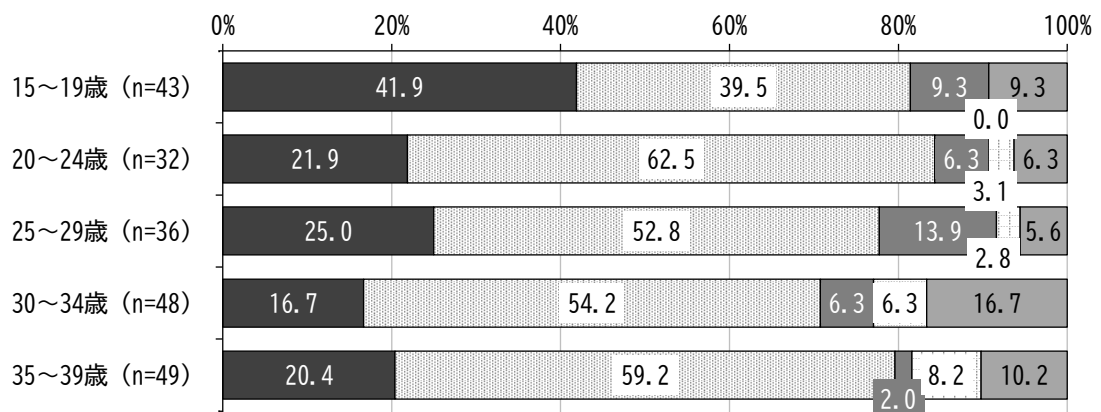
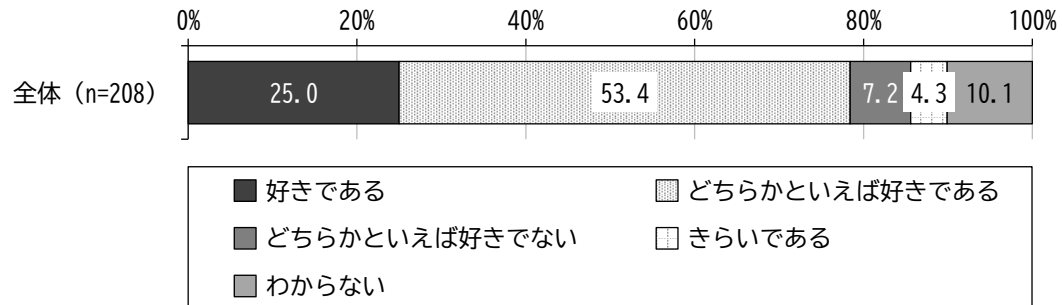
	n	父・母	兄弟・姉妹	友人・知人	恋人	配偶者	こども	祖父母	学校の先生	職場の同僚・上司
全体	208	59.1	19.2	47.6	8.2	33.2	1.9	3.4	4.8	15.9
年齢別	15～19歳	43	67.4	30.2	67.4	11.6	-	4.7	23.3	2.3
	20～24歳	32	65.6	15.6	56.3	21.9	3.1	-	12.5	15.6
	25～29歳	36	58.3	16.7	38.9	8.3	27.8	-	-	16.7
	30～34歳	48	54.2	16.7	41.7	4.2	58.3	-	2.1	27.1
	35～39歳	49	53.1	16.3	36.7	-	61.2	8.2	-	16.3

	n	科カ 医ウン セラー ・精神	員町 ・役 場 や 施 設 等 の 職	地 域 の 人	知 り 合 い イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の	質 問 サ イ ト イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の	誰 に も 相 談 し な い	誰 に も 相 談 で き な い	そ の 他
全体	208	2.4	0.5	0.5	4.8	0.5	11.5	3.8	1.4
年齢別	15～19歳	43	7.0	-	-	9.3	-	14.0	-
	20～24歳	32	3.1	-	-	3.1	-	9.4	3.1
	25～29歳	36	-	-	-	2.8	-	16.7	8.3
	30～34歳	48	2.1	2.1	2.1	-	-	6.3	6.3
	35～39歳	49	-	-	-	8.2	2.0	12.2	4.1

③ あなたは、柴田町が好きですか。(単数回答)

柴田町が好きかについてみると、「どちらかといえば好きである」が53.4%と最も高く、次いで「好きである」が25.0%、「わからない」が10.1%となっています。

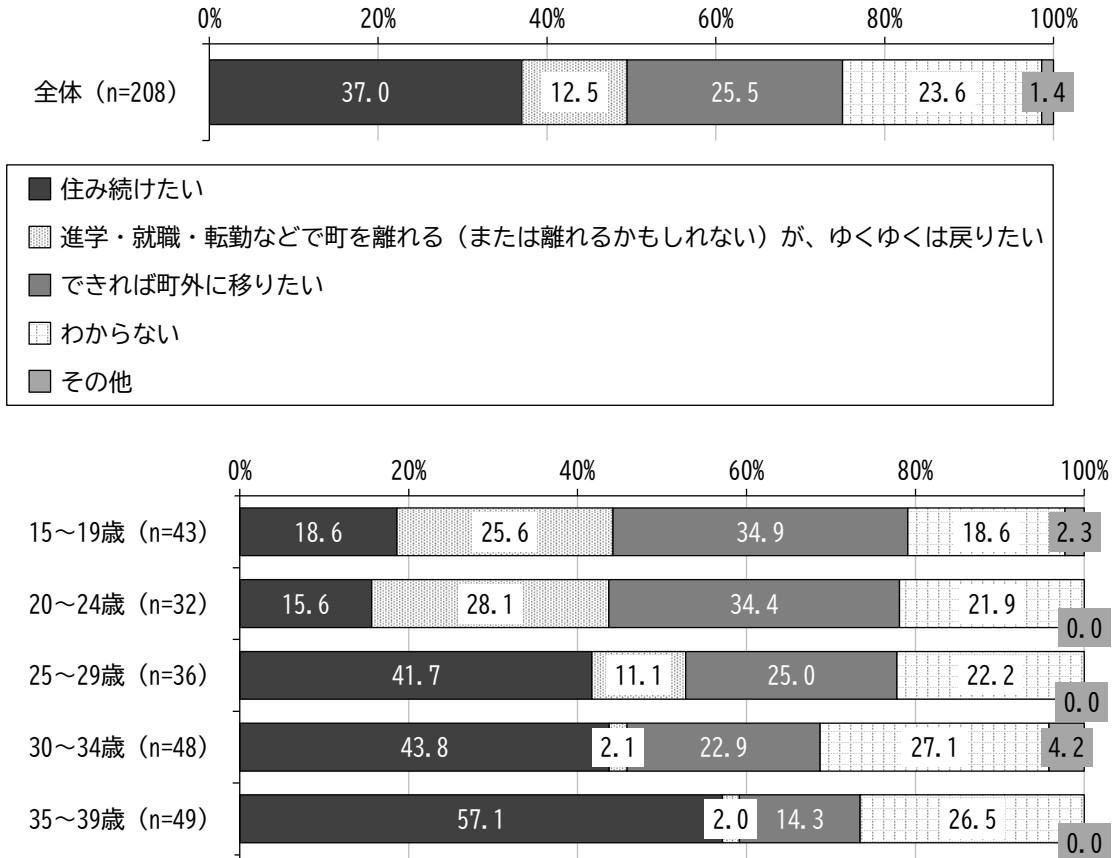
年齢別にみると、15～19歳では「好きである」、その他の年齢では「どちらかといえば好きである」が最も高くなっています。



⑭ あなたは今後、柴田町に住み続けたいと思いますか。(単数回答)

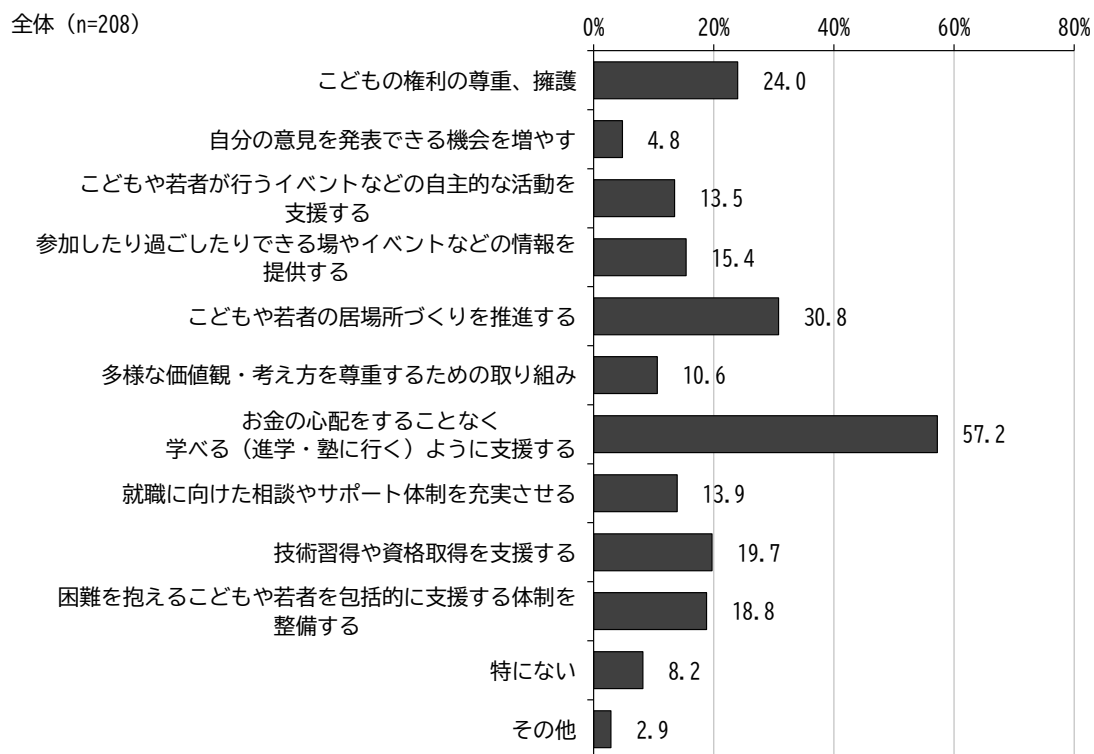
柴田町に住み続けたいかについてみると、「住み続けたい」が37.0%と最も高く、次いで「できれば町外に移りたい」が25.5%、「わからない」が23.6%となっています。

年齢別にみると、15～19歳、20～24歳では「できれば町外に移りたい」、その他の年齢では「住み続けたい」が最も高くなっています。



⑮ 今後、子ども・若者への支援として、町に最も力を入れてほしい取り組みは何だと思えますか。(複数回答)

子ども・若者への支援として、町に最も力を入れてほしい取り組みについてみると、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が57.2%と最も高く、次いで「子どもや若者の居場所づくりを推進する」が30.8%、「子どもの権利の尊重、擁護」が24.0%となっています。



3. ヤングケアラー調査概要

(1) 調査の概要

本調査は、ヤングケアラーと思われるこどもを早期発見し、支援につなげ、こどもの健全な成長と自立を促すことを目的に実施しました。また、町の支援や施策検討の基礎資料とします。

項 目	内 容
調査対象者	柴田町立小学校に通学している4～6年生 柴田町立中学校に通学している1～3年生
調査期間	令和7年6月20日（金）から10月3日（金）
調査方法	WEB回答による本人回答方式
配布回収数	小学生：853人（回答数747件）（回答率87.6%） 中学生：814人（回答数700件）（回答率86.0%）

◇アンケート結果の見方

調査結果の数値については、小数点第2位以下で四捨五入しているため、内訳を合計しても100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

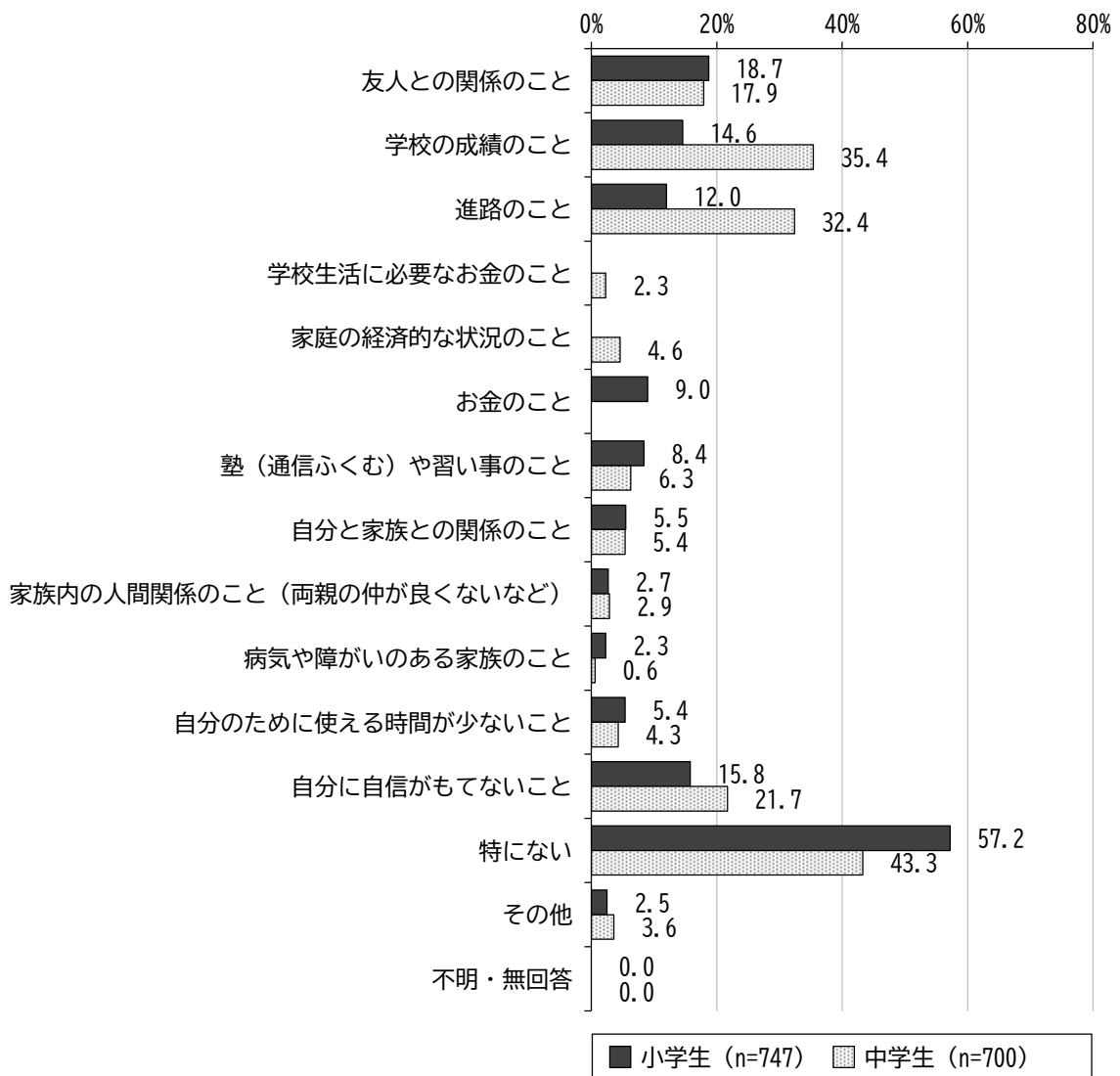
図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の抜粋

① 現在の悩みや困りごと（複数回答）[小学生問9、中学生問11]

現在の悩みや困りごとについてみると、小学生では、「とくにない」が57.2%と最も高く、次いで「友だちとの関係のこと」が18.7%、「自分に自信がもてない」が15.8%となっています。

中学生では、「特にない」が43.3%と最も高く、次いで「学校の成績のこと」が35.4%、「進路のこと」が32.4%となっています。



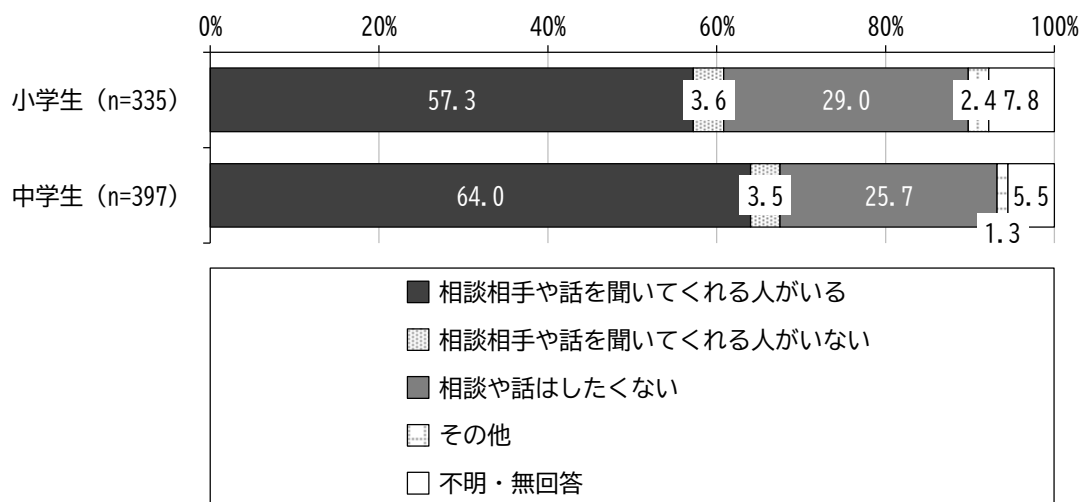
小学生：【問9現在の悩みや困りごと】で「友だちとの関係のこと」～「自分に自信がもてない」、もしくは「その他」のいずれかを選んだ方

中学生：【問11現在の悩みや困りごと】で「友人との関係のこと」～「自分に自信がもてないこと」、もしくは「その他」のいずれかを選んだ方

①-1 悩みや困りごとを相談する相手の有無（単数回答）[小学生問10、中学生問12]

悩みや困りごとを相談する相手の有無についてみると、小学生では、「相談する人や話を聞いてくれる人がいる」が57.3%と最も多く、次いで「相談や話はしたくない」が29.0%、「相談する人や話を聞いてくれる人がいない」が3.6%となっています。

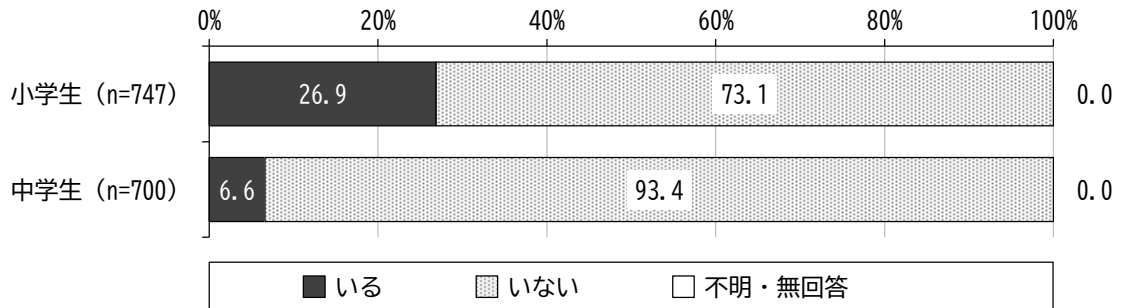
中学生では、「相談相手や話を聞いてくれる人がいる」が64.0%と最も高く、次いで「相談や話はしたくない」が25.7%、「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」が3.5%となっています。



② お世話をしている人の有無（単数回答）[小学生問 11、中学生問 14]

お世話をしている人の有無についてみると、小学生では、「いない」が73.1%、「いる」が26.9%となっています。

中学生では、「いない」が93.4%、「いる」が6.6%となっています。



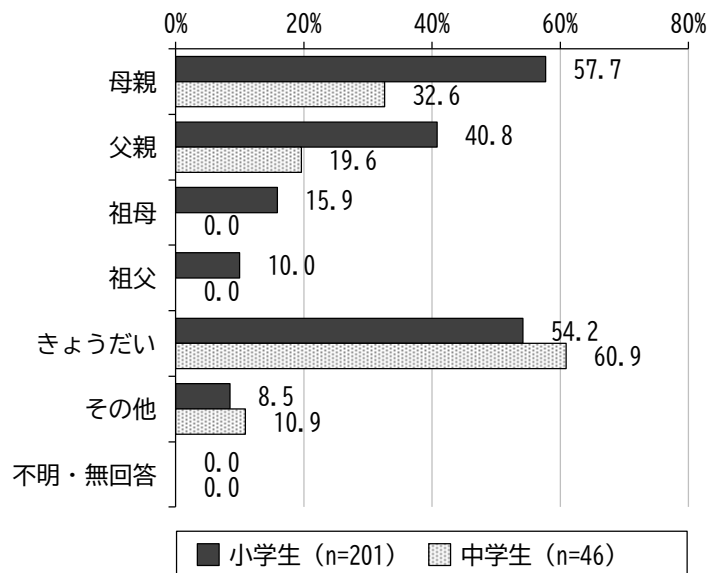
小学生：【問 11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

中学生：【問 14 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

②-1 お世話をしている相手（複数回答）[小学生問 12、中学生問 15]

お世話をしている相手についてみると、小学生では、「お母さん」が57.7%と最も高く、次いで「きょうだい」が54.2%、「お父さん」が40.8%となっています。

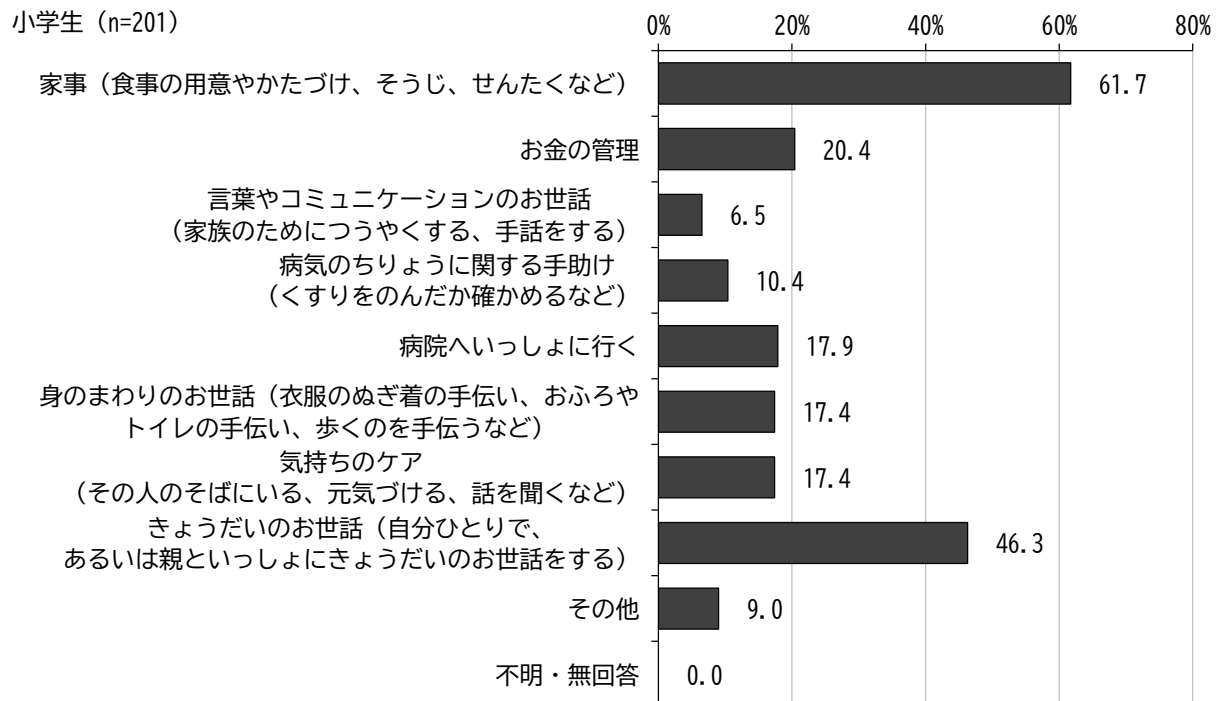
中学生では、「きょうだい」が60.9%と最も高く、次いで「母親」が32.6%、「父親」が19.6%となっています。



小学生：【問11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

②-2 お世話の内容（複数回答）[小学生問13]

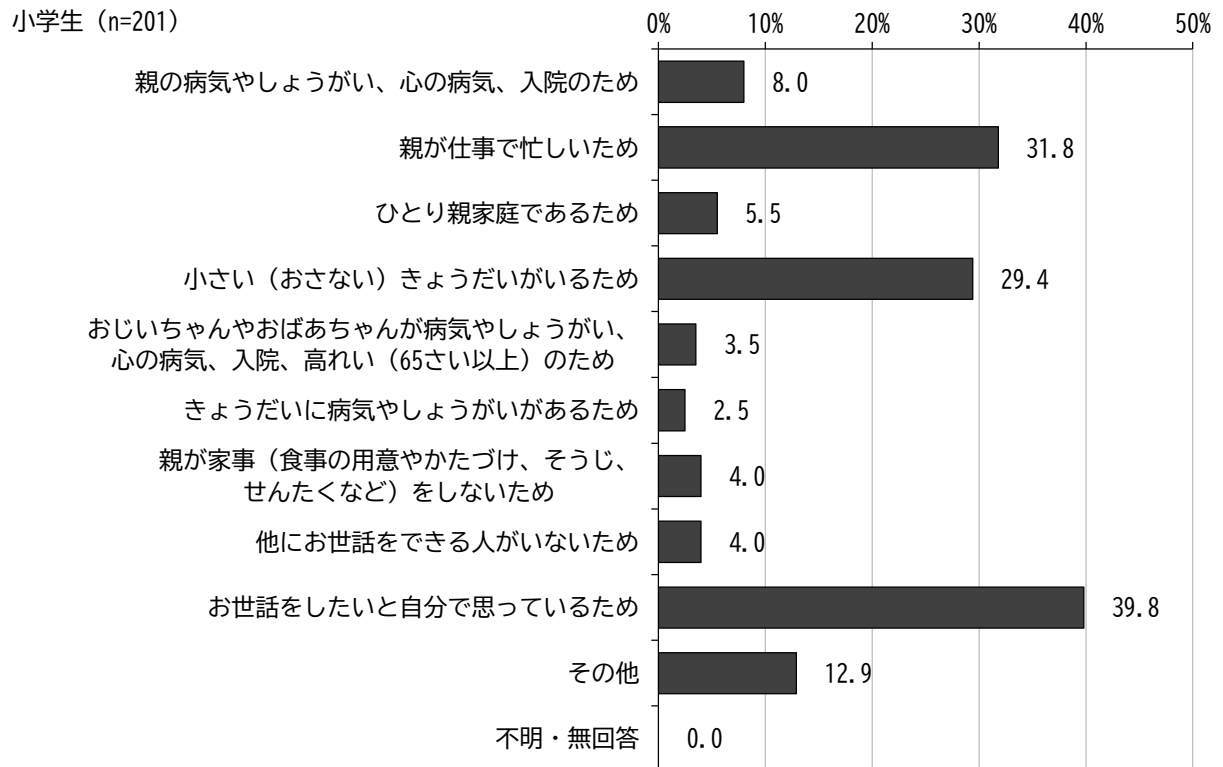
お世話の内容についてみると、「家事（食事の用意やかたづけ、そうじ、せんたくなど）」が61.7%と最も高く、次いで「きょうだいのお世話（自分ひとりで、あるいは親といっしょにきょうだいのお世話をする）」が46.3%、「お金の管理」が20.4%となっています。



小学生：【問11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

②-3 お世話をしている理由（複数回答）[小学生問14]

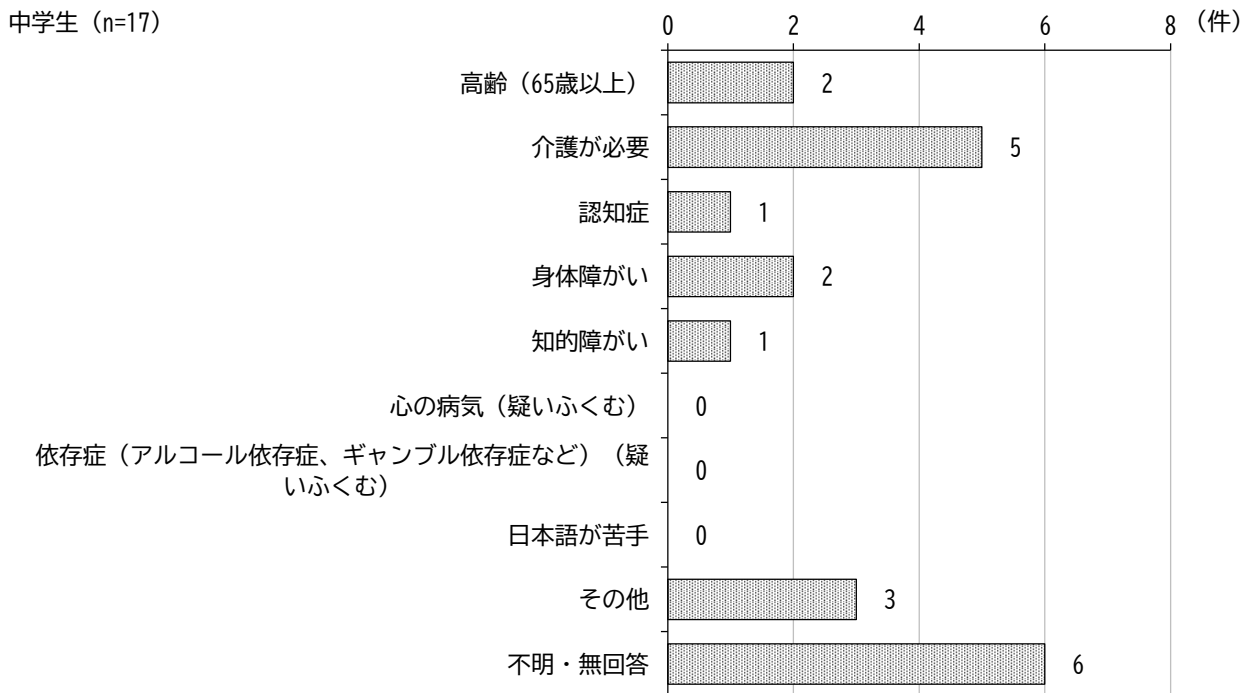
お世話をしている理由についてみると、「お世話をしたいと自分で思っているため」が39.8%と最も高く、次いで「親が仕事で忙しいため」が31.8%、「小さい（おさない）きょうだいがいるため」が29.4%となっています。



中学生：【問 15 お世話をしている相手】で「母親」または「父親」を選んだ方

②-4 お世話をしている人の状況（複数回答）[中学生問 16]

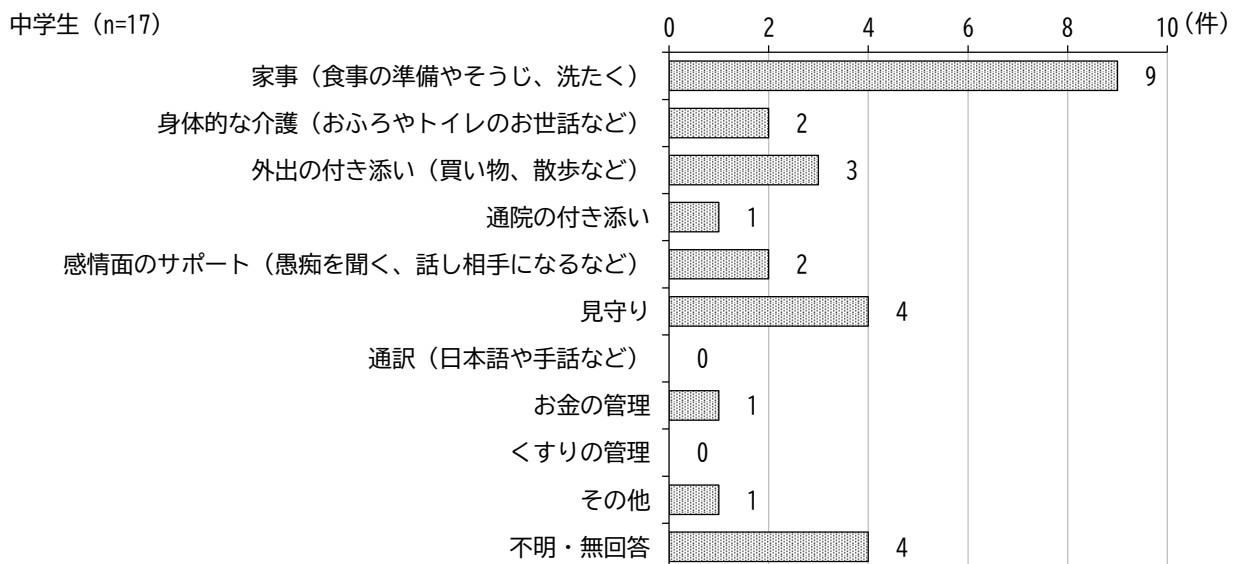
お世話をしている人の状況についてみると、「介護が必要」が5件と最も高く、次いで「高齢（65歳以上）」「身体障がい」が2件となっています。



中学生：【問 15 お世話をしている相手】で「母親」または「父親」を選んだ方

②-5 お世話の内容（複数回答）[中学生問 16-1]

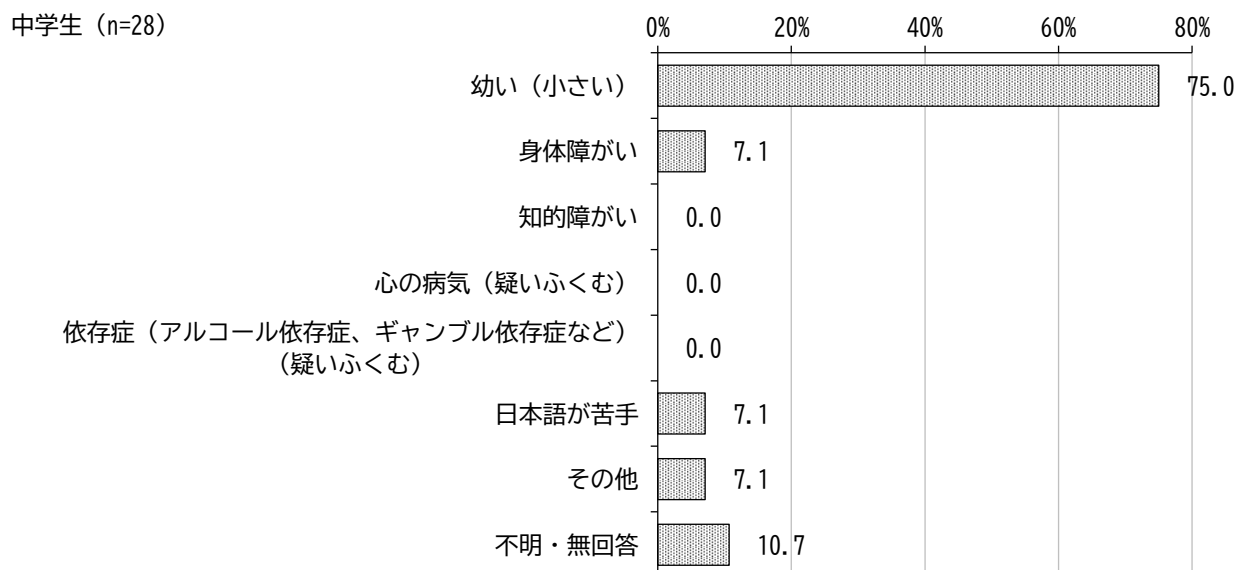
お世話の内容についてみると、「家事（食事の準備やそうじ、洗たく）」が9件と最も高く、次いで「見守り」が4件、「外出の付き添い（買い物、散歩など）」が3件となっています。



中学生：【問 15 お世話をしている相手】で「きょうだい」を選んだ方

②-6 お世話をしている人の状況（複数回答）[中学生問 18]

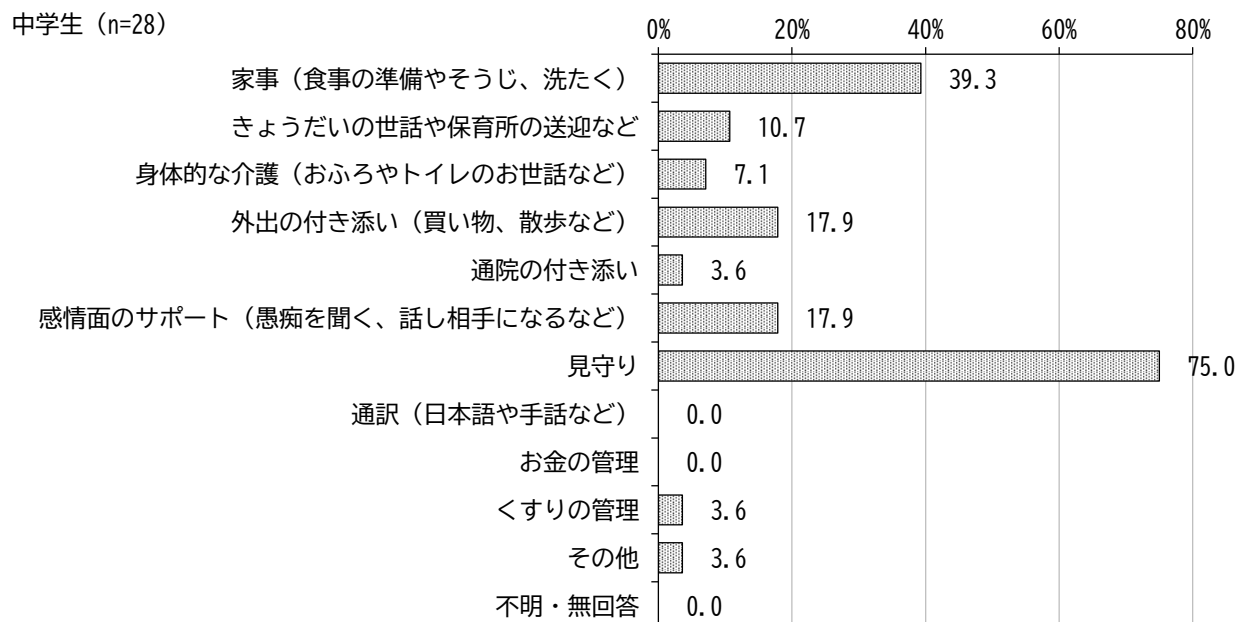
お世話をしている人の状況についてみると、「若い（小さい）」が75.0%と最も高く、次いで「身体障がい」「日本語が苦手」が7.1%となっています。



中学生：【問 15 お世話をしている相手】で「きょうだい」を選んだ方

②-7 お世話の内容（複数回答）[中学生問 18-1]

お世話の内容についてみると、「見守り」が75.0%と最も高く、次いで「家事（食事の準備やそうじ、洗たく）」が39.3%、「外出の付き添い（買い物、散歩など）」「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」が17.9%となっています。



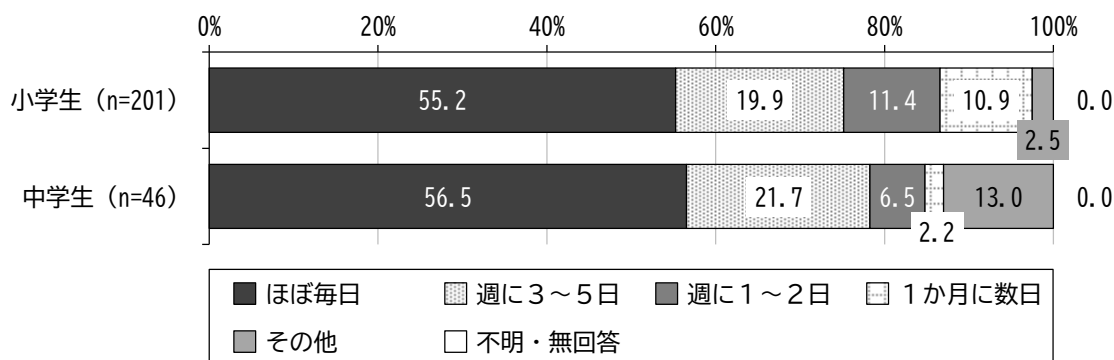
小学生：【問 11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

中学生：【問 14 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

③ お世話をする頻度（単数回答）〔小学生問 16、中学生問 21〕

お世話をする頻度についてみると、小学生では「ほぼ毎日」が55.2%と最も高く、次いで「週に3～5日」が19.9%、「週に1～2日」が11.4%となっています。

中学生では、「ほぼ毎日」が56.5%と最も高く、次いで「週に3～5日」が21.7%、「週に1～2日」が6.5%となっています。

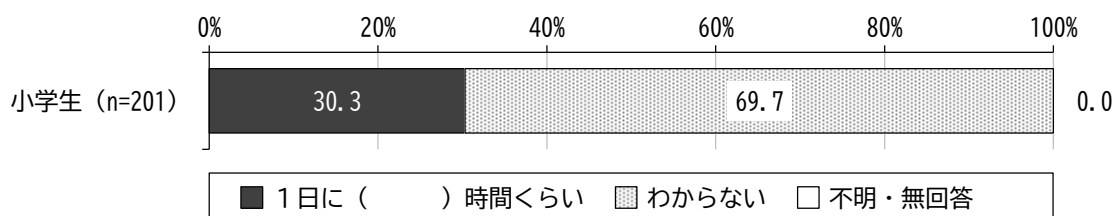


小学生：【問 11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

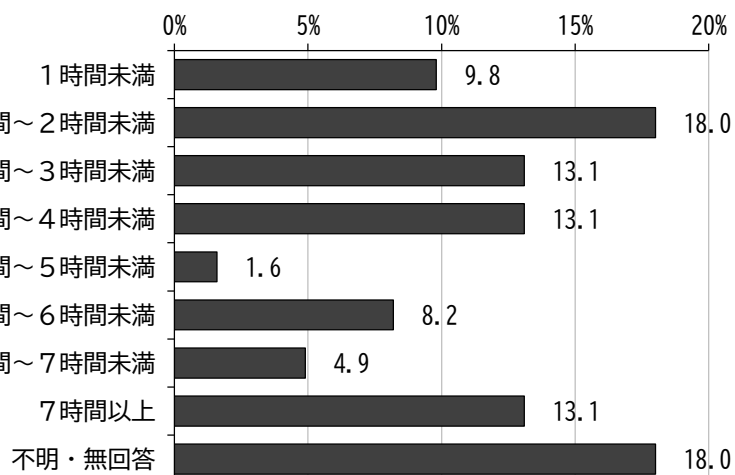
④ 学校に登校する日のお世話をする時間（単数回答）〔小学生問 17〕

学校に登校する日のお世話をする時間についてみると、「わからない」が69.7%となっています。

「わからない」と回答した方を除くと、「1時間～2時間未満」が18.0%と最も高く、次いで「2時間～3時間未満」「3時間～4時間未満」「7時間以上」が13.1%、となっています。



小学生 (n=61)

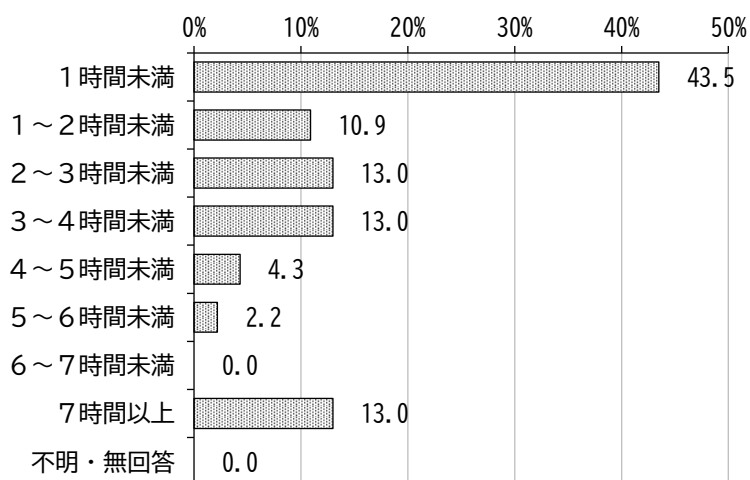


中学生：【問 14 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

④-1 学校に登校する日のお世話をする時間（単数回答）[中学生問 22]

学校に登校する日のお世話をする時間についてみると、「1時間未満」が43.5%と最も高く、次いで「2～3時間未満」「3～4時間未満」「7時間以上」が13.0%となっています。

中学生 (n=46)

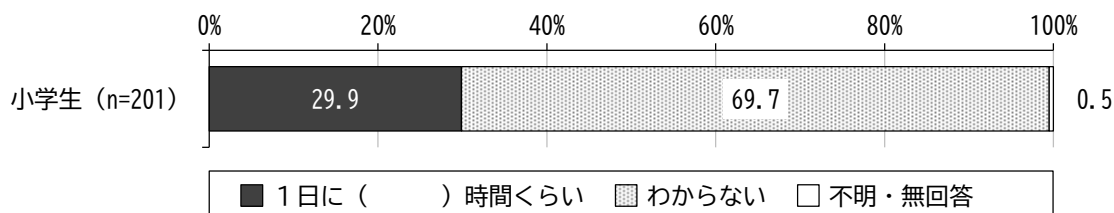


小学生：【問 11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

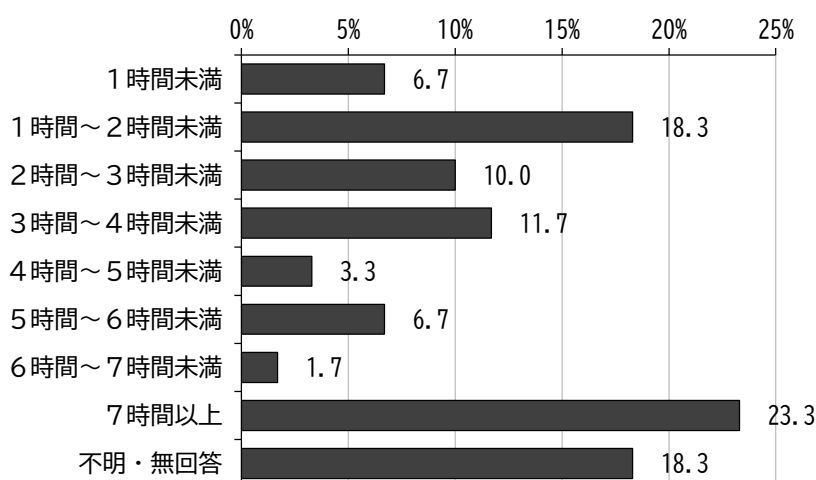
⑤ 学校が休みの日のお世話をする時間（単数回答）[小学生問 18]

学校が休みの日のお世話をする時間についてみると、「わからない」が69.7%となっています。

「わからない」と回答した方を除くと、「7時間以上」が23.3%と最も高く、次いで「1時間～2時間未満」が18.3%、「3時間～4時間未満」が11.7%となっています。



小学生 (n=60)

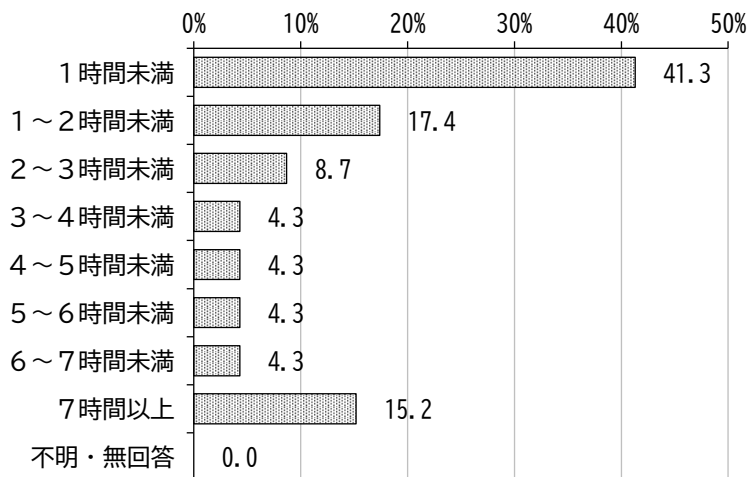


中学生：【問 14 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

⑥ 学校が休みの日のお世話をする時間（単数回答）[中学生問 23]

学校が休みの日のお世話をする時間についてみると、「1時間未満」が41.3%と最も高く、次いで「1～2時間未満」が17.4%、「7時間以上」が15.2%となっています。

中学生（n=46）



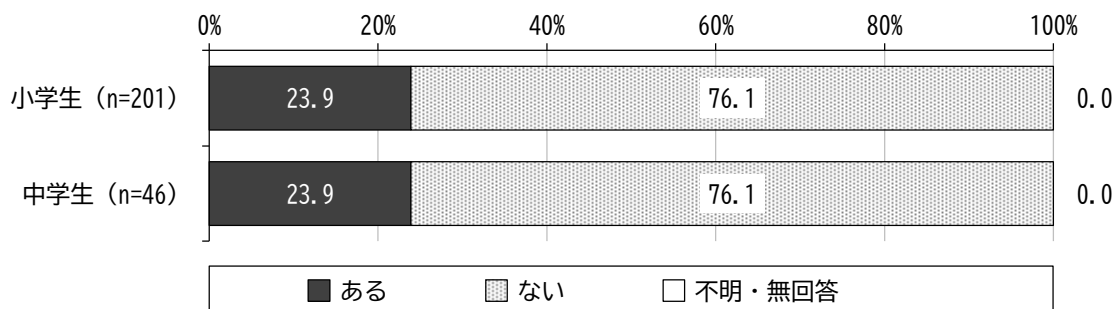
小学生：【問 11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

中学生：【問 14 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

⑦ お世話に関する相談経験の有無（単数回答）[小学生問 21、中学生問 26]

お世話に関する相談経験の有無についてみると、小学生では、「ない」が76.1%、「ある」が23.9%となっています。

中学生では、「ない」が76.1%、「ある」が23.9%となっています。



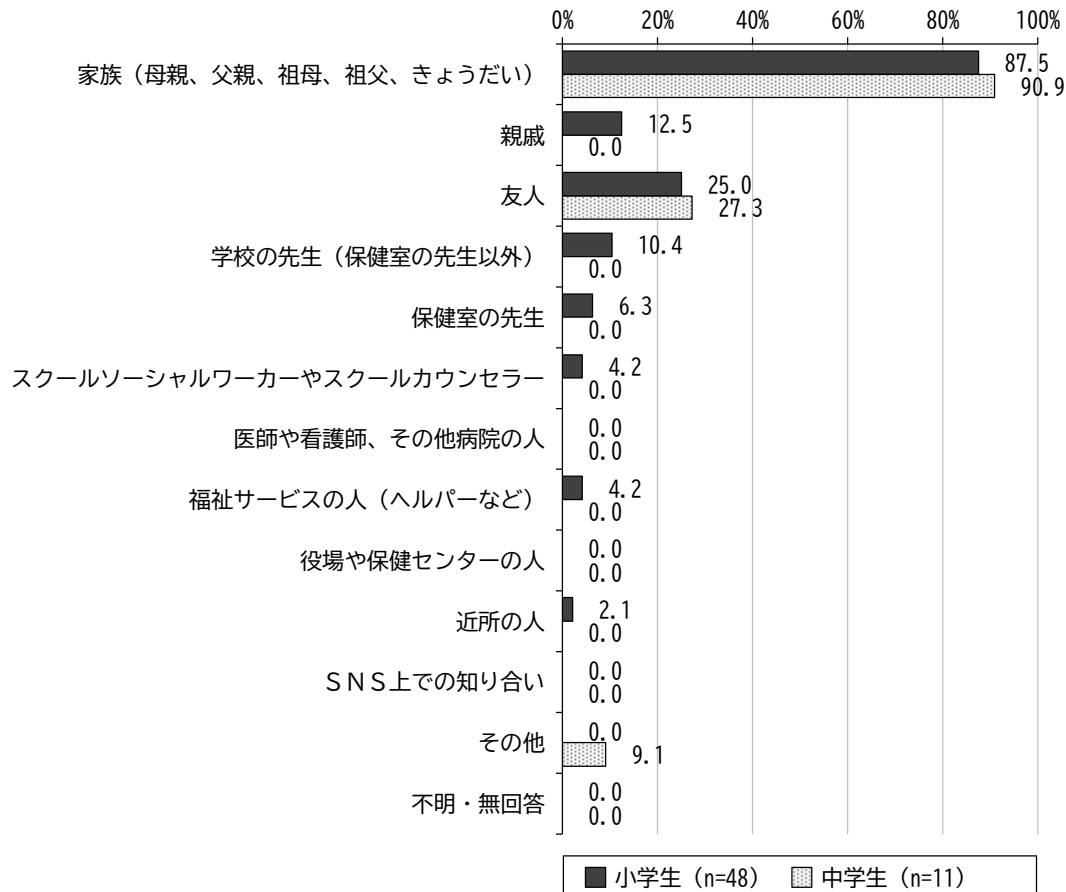
小学生：【問 21 お世話に関する相談経験の有無】で「ある」を選んだ方

中学生：【問 26 お世話に関する相談経験の有無】で「ある」を選んだ方

⑧ お世話に関する相談の相手（複数回答）[小学生問 22、中学生問 27]

お世話に関する相談の相手についてみると、小学生では、「家族（お母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、きょうだい）」が87.5%と最も高く、次いで「友だち」が25.0%、「しんせき（おじ、おばなど）」が12.5%となっています。

中学生では、「家族（母親、父親、祖母、祖父、きょうだい）」が90.9%と最も高く、次いで「友人」が27.3%となっています。



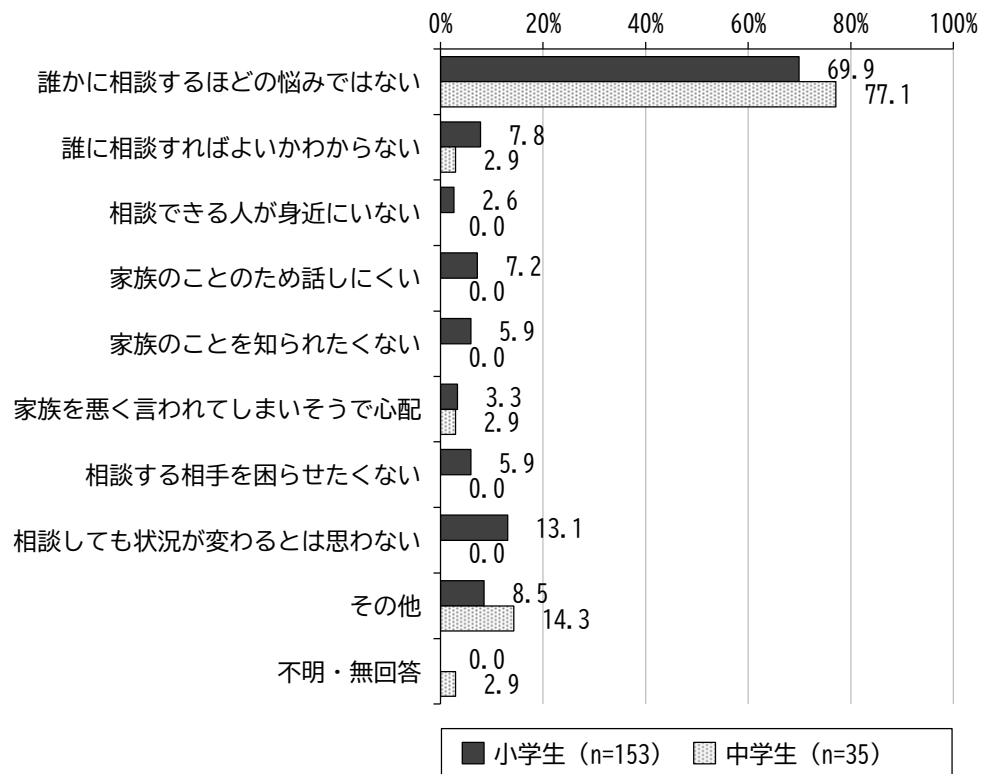
小学生：【問 21 お世話に関する相談経験の有無】で「ない」を選んだ方

中学生：【問 26 お世話に関する相談経験の有無】で「ない」を選んだ方

⑨ お世話に関する相談をしていない理由（複数回答）[小学生問 23、中学生問 28]

お世話に関する相談をしていない理由についてみると、小学生では、「だれかに相談するほどのなやみではない」が69.9%と最も高く、次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」が13.1%、「だれに相談すればよいかわからない」が7.8%となっています。

中学生では、「誰かに相談するほどの悩みではない」が77.1%と最も高く、次いで「誰に相談すればよいかわからない」「家族を悪く言われてしまいそうで心配」が2.9%となっています。



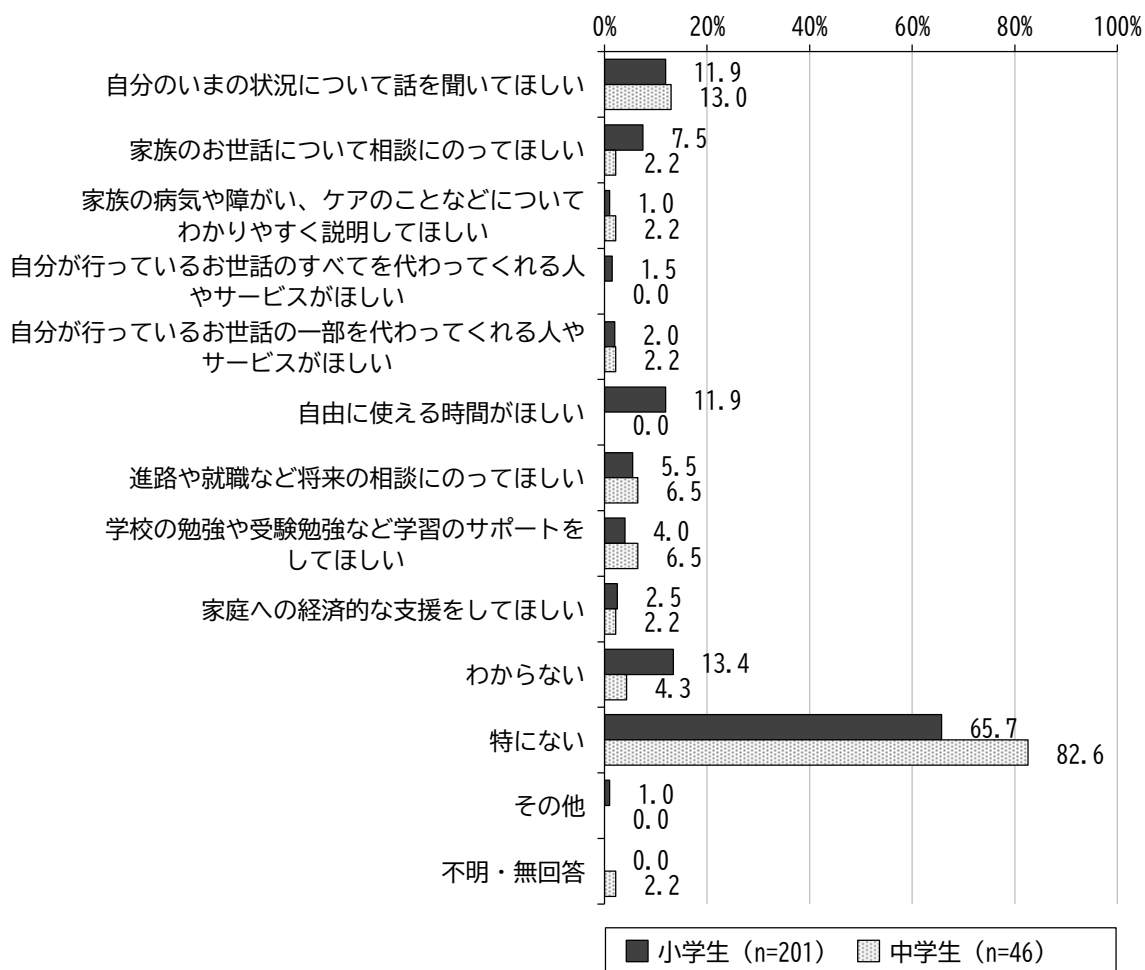
小学生：【問 11 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

中学生：【問 14 お世話をしている人の有無】で「いる」を選んだ方

⑩ 学校やまわりの大人に求めることや必要なサポート（複数回答）[小学生問 24、中学生問 29]

学校やまわりの大人に求めることや必要なサポートについてみると、小学生では、「とくにない」が65.7%と最も高く、次いで「わからない」が13.4%、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「自由に使える時間がほしい」が11.9%となっています。

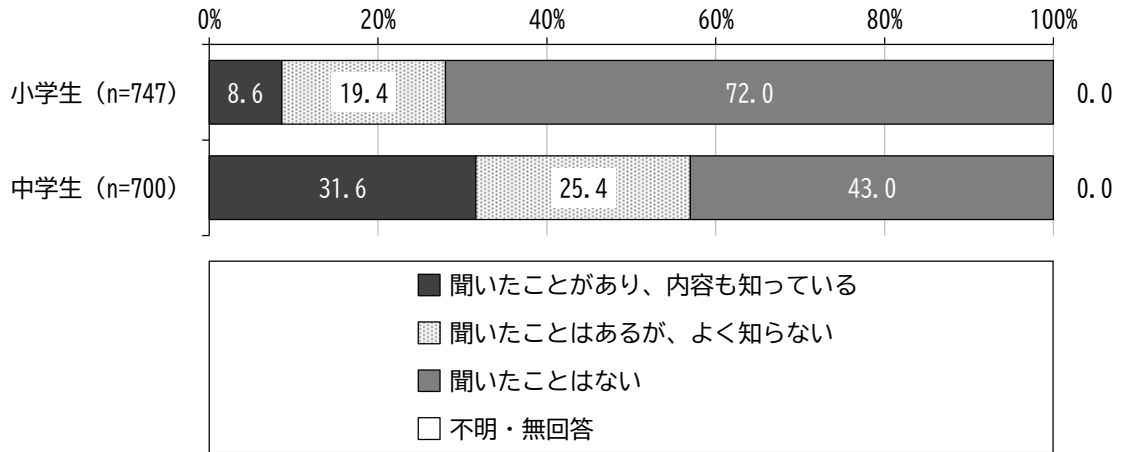
中学生では、「特にない」が82.6%と最も高く、次いで「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」が13.0%、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」が6.5%となっています。



⑪ ヤングケアラーの認知度（単数回答）[小学生問 25、中学生問 30]

ヤングケアラーの認知度についてみると、小学生では、「聞いたことはない」が72.0%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が19.4%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が8.6%となっています。

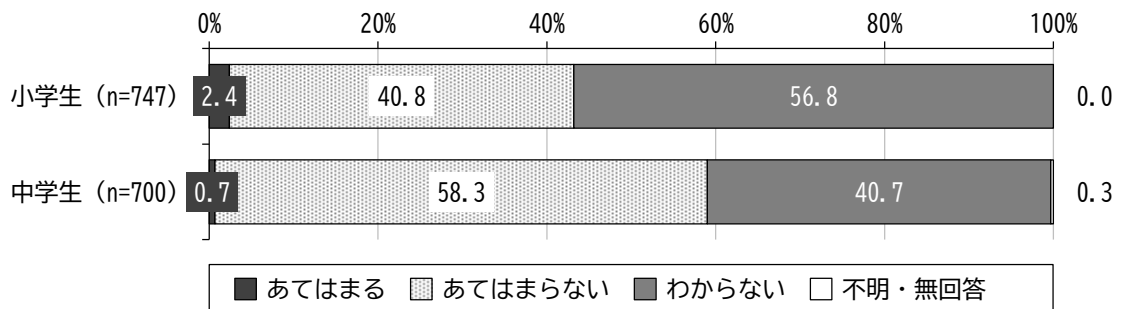
中学生では、「聞いたことはない」が43.0%と最も高く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っている」が31.6%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が25.4%となっています。



⑫ 回答者自身がヤングケアラーにあてはまると思うか（単数回答）[小学生問 27、中学生問 32]

回答者自身がヤングケアラーにあてはまると思うかについてみると、小学生では、「わからない」が56.8%と最も高く、次いで「あてはまらない」が40.8%、「あてはまる」が2.4%となっています。

中学生では、「あてはまらない」が58.3%と最も高く、次いで「わからない」が40.7%、「あてはまる」が0.7%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画及び第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～において、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

この基本理念は、一人ひとりのこどもが心身ともに健やかでたくましく育ち、自分の将来に希望が持てる地域社会の実現に向けて、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野の関係者が連携し、社会の様々な構成員との協働による総合的な取り組みに力を尽くすという決意を表しています。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、乳幼児期、学童期、思春期、青年期といった各ステージや子育て世代に応じた施策を展開していきます。

基本理念については、こども大綱が目指す、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たな基本理念を掲げて推進していきます。

【基本理念】

こどもと若者の

笑顔があふれるまち しばた

2. 施策の体系



第4章 施策の展開

本章では、第3章で掲げた基本理念を実現するため、計画期間中に実施する施策・事業を記載します。

◇この章で、使用する下記のマークは、本計画に包含する計画を略称で標記しています。

- こ・・・柴田町こども計画
- 3期・・・第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画
- 次・・・柴田町次世代育成支援行動計画
- 両・・・第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～

◇事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。

1. ライフステージを通じた支援

◇基本目標1-1 こども・若者の権利の保障



【現状・課題】

こども大綱では、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのにとって最善の利益を図ることが求められています。

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者の意見を尊重し、多様性を認めながら、国や県、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

また、ヤングケアラー実態調査をもとに、その実態を把握し、適切な支援につなげる必要があります。

【施策の方向性】

こども・若者に関するアンケート調査では「こども・若者への支援として、町にもっとも力を入れてほしい取り組み」で「こどもの権利の尊重、擁護」が24.0%あったことから、こども・若者の権利について周知、啓発を推進します。また、ヤングケアラーへの支援については、その家族に寄り添いながら支援を推進します。

1 こども・若者の権利に関する理解促進

事業名	内容
人権教室の開催 こ	児童生徒一人ひとりが思いやりの心を育み、男女平等の理念を理解できるよう、学習機会の充実を図ります。
国際化への対応 こ 3期 次	案内看板等の外国語表記や町内在住の外国人等によるボランティア通訳の配置等、外国人にわかりやすく、優しいおもてなし体制の整備に努めるほか、外国人に向けた生活に必要な情報や災害情報の提供、相談体制の確立を図ります。

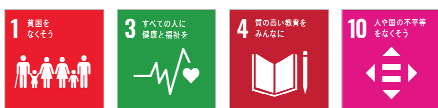
2 こども・若者に対する虐待防止の推進

事業名	内容
こども家庭センター事業の推進 こ 3期 次	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、専門職が一体的な相談支援を行います。
関係機関等との連携強化 こ 3期 次	関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担う統括支援員をこども家庭センターに配置し、情報の共有や連携強化に取り組み、生活に困難をかかえる家庭へ必要な情報提供、支援を行います。また、学校を窓口とした相談支援や各種相談体制の充実を図り、保護者の身近な場所で相談できる機会の確保に努めます。
要保護児童対策地域協議会 こ 3期 次 貧	虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がこどもと家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもと対応します。
コーディネーターの設置による関係機関等との連携強化の推進 こ 貧	こどもの貧困対策を推進する上で、コーディネーター（要保護児童対策地域協議会の調整機関：子ども家庭課職員）を配置し、関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担い、情報の共有や連携の強化等に取り組みます。

3 ヤングケアラーへの支援

事業名	内容
こども家庭センター事業の推進【再掲】	「こども家庭センター」において、保健師等が中心となり各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、子ども家庭支援員等によるこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援・情報提供に取り組みます。
◎子育て世帯訪問支援事業 こ 3期 次	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

◇基本目標 1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり



【現状・課題】

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、こども遊びをとおして言語や数量等の認知的スキルや創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるものです。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりなどを認識し、行政や地域、関係機関などが連携・協働して、地域や成育環境によって格差が生じないように地域資源も生かした遊びや体験の機会を創出していく必要があります。

【施策の方向性】

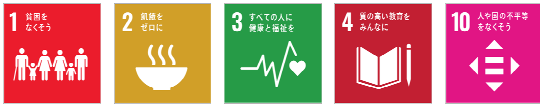
こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じてこどもの健全な心身の発達を図るため、安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動に取り組みます。

1 遊びや体験等の機会創出とこども・若者が活躍できる機会づくり

事業名	内容
小中学校の体育施設開放 こ 3期 次	小中学校の体育施設を利用してスポーツ活動ができるよう、体育館や校庭、武道館を開放するとともに、施設の利用条件を緩和し、こどもから高齢者まで利用しやすい環境づくりを目指します。
太陽の村冒険遊び場整備事業 こ 3期 次	都市と農村の交流広場である「太陽の村」を、こどもから高齢者までが集い・遊び・憩う場として楽しめる場となるようなイベントを開催します。
新図書館の整備 こ 3期 次	柴田町新図書館基本構想の基本方針である「子どもたちの想像力や心の豊かさを育む図書館」に基づき、図書館を拠点としたまちの交流や賑わいの創出に取り組みます。
柴田町子どもフェスティバル こ 3期 次 負	町内のこどもが一堂に会し、様々な遊びを体験することで、地域を越えたこども同士の交流の場にするとともに、子ども会育成会や地域住民との交流を通して豊かなふれあい学習を行います。
ジュニア・リーダーの育成 こ 3期 次	子ども会活動や教育委員会が主催する少年教育事業において、こどもたちのリーダー的存在として活動を支援する中学生・高校生のボランティア（ジュニア・リーダー）を育成し、少年教育事業の充実を図ります。
町内の生きもの観察会 こ	小学生を対象に、町内の生き物の生態を学びながら、身近にある自然や、里山等の環境保全の大切さを学び、自然を愛する心を育むことを目的に開催します。
子ども映画まつり こ	幼児と小学生を対象に、優良な映画や動画作品に触れる機会を提供し、情操豊かな心を育むことを目的に開催します。

子ども音楽鑑賞 こ	子どもたちに良質な音楽に触れる機会を提供することで、音楽の楽しさや魅力を知り、聴く力を養い音楽に対する感性と豊かな心を育むことを目的に開催します。
子ども開放ひろば こ	元気な子どもを育成するため、気軽に立ち寄れる遊び場として、船岡生涯学習センターのホール利用がない時間帯(日/祝日/休館日を除く)を開放します。
親子でクッキング こ	子どもたちが食材についての知識や調理に関する基本を学び、親子で普段の食生活について一緒に考え、見直すとともに、親子の絆を深めながら調理体験を楽しむことを目的に開催します。
親子みそづくり体験 こ	普段食べている味噌がどのようにして作られるのかを学ぶことで、食べ物への関心や感謝の気持ちを育み、また、親子の絆を深めることを目的に開催します。
和太鼓体験教室 こ	日本の伝統楽器である和太鼓を叩くことを通して、体力の向上を目指すとともに、リズム感を養うことを目的に開催します。
小中学生のためのお茶教室 こ	小中学生を対象に日本の伝統文化である茶道に触れ、礼儀作法を身につけ、おもてなしの心を養うことを目的に開催します。
あそびのワンダーランド こ	幼児・小学生と保護者を対象に、心豊かでたくましい子どもを地域全体で育てるため、様々な遊びの体験の場を提供します。
社会体育施設及び総合体育館施設利用事業 こ	指定管理者との連携を図り、町民の健康増進とスポーツ習慣の定着に向け、子どもから高齢者まで誰もが気軽に運動に親しめ、町民が主体となれる環境づくりをめざします。

◇基本目標 1-3 こどもの貧困対策の推進



【現状・課題】

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

こども・若者に関するアンケート調査では、「現在の暮らしの状況」について、「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答した人が43.8%で、年齢が高くなるほどその割合は増えています。

【施策の方向性】


こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育・生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を進めていきます。

1 教育・生活の支援



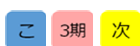
事業名	内容
◎子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実 こ 3期 次	児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着と学習意欲の向上を図り、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障を推進します。また、学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童・生徒に対する学習支援を進めます。
子どもの学習支援事業の推進 こ 3期 次	県が実施主体となり、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等を対象に、町内の施設を活用しながら、こども達への学習支援だけでなく、対象世帯の保護者への面接等を行います。

2 保護者に対する就労の支援

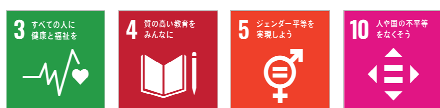
事業名	内容
生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実 こ 3期 次	全ての保護者が安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減や妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供をこども家庭センターで一体的に行います。また、子ども食堂による食事の提供支援やこどもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方等を学ぶ機会を提供します。
若年層の就業支援の充実 こ 貧	関係機関との連携を図り、中学生を対象とした職場体験学習の支援を行います。また、地域の県立高校や支援学校に通う高校生を対象に、主に町内企業の求人や事業内容等を紹介する企業情報ガイダンスを行います。

職場に必要な知識、技術取得の促進 	就労する保護者やその職場の職業能力開発が図られるよう、仙南地域職業訓練センター等と連携し、階層別研修や技能研修、資格取得研修等、それぞれのニーズに対応した各種就労支援を行います。また、就労に関する情報提供や相談対応の充実に取り組みます。
---	--

3 経済的支援

事業名	内容
就学援助制度 	経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助し、経済的負担の軽減を図ります。
子ども食堂開設運営費補助 	こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。
生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実【再掲】	全ての保護者が安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減や妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供をこども家庭センターで一体的に行います。また、子ども食堂による食事の提供支援やこどもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方等を学ぶ機会を提供します。
生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実 	家庭の生活状況に応じて、保護者に対する各種手当や医療費の助成、貸付制度等などの経済的な支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、生活に困難をかかえる子育て家庭などの生活基盤を支援します。

◇基本目標1-4 病気・障がいのあるこども・若者への支援



【現状・課題】

障害を理由とする差別の解消に関する法律では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指しており、行政や事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から対応を求められたときに、可能な範囲で合理的配慮をするものとしています。

障がいのあるこどもは、年々増加傾向にあり、障がい児支援のニーズも多様化しています。一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を提供できるような体制整備が求められます。

【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、共に生活していけるように引き続き理解の促進を図るとともに、関係機関などと連携しながら支援していきます。

1 障がい児等支援の推進

事業名	内容
居宅介護（ホームヘルプ） こ 3期 次	障がい児等の生活支援として自宅での身体介護や通院等の移動介護などを行う障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。
日中一時支援事業 こ 3期 次	障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の負担軽減と多様な福祉サービスの提供など、生活支援を行う民間の障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。
特別児童扶養手当 こ 3期 次 貧	20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援に向けて給付します。
障害者医療費助成 こ 3期 次	障がい者の医療費に係る家計負担を軽減するため、対象となる障がいのある児童の保護者に医療費を助成します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 こ 3期 次	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を円滑に受けられるよう、各関連機関の連携を図るための協議の場を設置します。

◇基本目標 1-5 犯罪などから子ども・若者を守る取組みによる安心・安全な社会の実現



【現状・課題】

子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が全国で発生しており、安全に対する関心、子どもたちを守るための対策強化が求められています。

また、インターネット利用の低年齢化が進む中、インターネットから犯罪被害につながるといったケースも発生しております。

【施策の方向性】

子ども・若者が自ら適切な判断ができるよう、引き続き交通安全・防犯教育に取り組むとともに、地域ぐるみで子どもを見守るための活動を継続していきます。

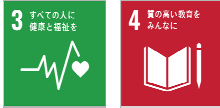
1 交通安全・防犯対策の推進

事業名	内容
交通安全推進事業 こ 3期 次	交通事故抑止のため、交通指導員による登校時朝7時から8時まで街頭指導を町内8か所の通学路交差点等で実施します。また、町内の小学校で開催される交通安全教室では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけを図りながら交通事故防止を呼びかけます。
安全・安心な通学路や教育環境の整備 こ 3期 次 直	見守り隊（学校安全ボランティア）のご協力のもと、通学路の安全確保を図るとともに、児童生徒が緊急的に避難できる場所として「子ども110番の家」を登録いただき、地域と学校が連携して犯罪被害の未然防止に努めます。また、防犯教育・防災教育の充実や施設整備などの安全対策を進め、児童生徒の安全確保に努めます。
防犯対策推進事業 こ 3期 次 直	防犯実動隊員による夜間の防犯パトロールや幼児を対象とした防犯教室、地域における防犯診断を行うとともに、防犯週間等に合わせた啓蒙活動を展開します。
防犯灯の新設と維持管理 こ 3期 次	夜間に子どもが被害者となる犯罪や事故が起きない環境づくりに向けて実施します。
駐輪場、駐車場と駅周辺管理事業 こ	町の玄関口である駅への移動を支える自転車や自動車等を子どもや利用者がより安全・快適に利用できるよう、駐輪場、駐車場の照明設備の更新、防犯カメラの維持管理を図りながら、駅周辺の環境美化に努めます。
一般町道維持管理事業 こ	町民が安全に町道を通行できるよう維持管理します。その中で、通学路指定の路線もあり、児童生徒の交通事故のリスクを下げる目的も含め、草刈りや街路樹剪定を行います。また、安全施設の更新なども行います。
青少年のための柴田町民会議 こ 3期 次 直	地域住民の自主的な活動や各種ボランティア団体との連携の中核的組織として、違法ビラ剥がし、落書き消し活動、イベント時の巡回パトロールを行うとともに活動内容等の見直しを図り、青少年健全育成の地域環境づくりを推進します。

2. ライフステージ別の支援

◇基本目標2-1 【こどもの誕生から幼児期まで】

安心してこどもを産み育てることができる環境づくりの推進



【現状・課題】

子育て世帯の核家族化、共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、妊産婦をはじめとした子育て世帯の孤立や不安を感じやすい環境となっていることから、子育て世帯等へのきめ細やかな対応が求められています。

本町では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談・支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和7年4月1日に設置しています。

母子保健、児童福祉の両機能が連携・協働し、妊娠期からの切れ目ない支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

安心してこどもを産み育てことができるように、こども家庭センターにおいて産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を行っていきます。

1 出産や育児不安への相談体制の充実

事業名	内容
母子健康手帳交付・父子健康手帳交付 こ 3期 次 育	妊娠をした方に対し、出産時やこどもの健康保持増進のための健康診査・予防接種等の記録をする母子健康手帳を交付します。さらに、男性の育児参加を促進するため、父子健康手帳も交付します。
◎乳児家庭全戸訪問事業 こ 3期 次 育	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。
◎養育支援訪問事業 こ 3期 次 育	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。
乳幼児相談 こ 3期 次 育	核家族化の進行等により、育児不安を抱える親が増加しているため、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。
にこにこマンマ離乳食教室 こ 3期 次 育	乳児の発達段階に合わせた離乳食指導を行い、親の不安軽減やこどもの健康を保持・増進するための教室を開催します。
母と子の遊びの教室の開催 こ 3期 次 育	1歳6か月児健康診査等での発達課題の支援や保護者の育児不安の軽減、こどもの成長への気づきを促し、フォローアップするための教室を実施します。

◎産後ケア事業 こ 3期 次	産後ケアを必要とする産後1年未満の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行います。
◎妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の推進 こ 3期 次	妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。
子ども医療費助成事業 こ 3期 次 貧	0歳～18歳までの全てのこどもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を行い、福祉の増進を図ります。
ブックスタート事業 こ 3期 次	こどもの言葉と心を育むため、4か月児健康診査に来庁した親子に絵本2冊を贈呈し、また、ブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、乳児期から親子で絵本に触れ、親しむことの大切さについて理解が深まるよう努めます。
地域における出前講座や健康相談の開催 こ 3期 次 貧	地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康教育、健康相談等を実施します。
休日・夜間の救急医療体制確保 こ 3期 次	町民が安心して暮らしていくため、仙南保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。

2 健康診査・保健指導の充実

事業名	内容
◎妊産婦健康診査 こ 3期 次 貧	妊産婦が健康に安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠及び産後の週数に合わせて妊産婦健康診査を実施します。
妊婦歯科健康診査 こ 3期 次	妊婦の歯や口腔の健康の保持・増進と産まれてくる子の歯の健康づくりに関心を高めるため実施します。
乳児健康診査 こ 3期 次	乳児の健康保持のため、月齢（2か月・8～9か月）に合わせて健診を実施します。
4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健診 こ 3期 次 貧	乳幼児を養育している保護者の育児不安の軽減やこどもの健康保持・増進のため、月齢に合わせて各種健診・相談を実施します。
2歳児歯科健診 こ 3期 次 貧	むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、幼児の口腔衛生の向上と定期的なフッ化物塗布を推進し、歯科健診・相談を実施します。
こどものための予防接種 こ 3期 次	疾病の発生やまん延を予防するために各種予防接種を実施します。
新生児聴覚検査事業の推進 こ 貧	聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な療育を受けられるようにするために、産科医療機関で実施する新生児聴覚検査への費用助成を行います。
1か月児健診・5歳児健診の実施 こ	妊娠期からの切れ目ない支援の拡充のため、生後1か月及び5歳児への健康診査に向けた取り組みを進めます。
フッ化物洗口事業 こ	4歳児、5歳児を対象にむし歯予防に有効なフッ化物洗口事業を行います。

◇基本目標2-2 【学童期・思春期】

健やかにこどもが成長できる環境づくりの推進



【現状・課題】

こども・若者に関するアンケート調査では、町に最も力を入れてほしい取り組みで、「お金に心配することなく学べる（進学、塾に行く）ように支援する」が57.2%、「こどもや若者の居場所づくりを推進する」が30.8%と高いことから、町民の教育や居場所に対する期待は大きくなっています。

学童期・思春期は、心身ともに成長する時期であり、様々な悩みに対し、学校と支援機関が連携しながら、こどもたち自らが将来を選択できるよう支援していくことが重要です。こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全で安心して、他者と関わりながら育つ、大切な場所の一つです。社会環境が急激に変化していく中において、学校教育を通じて学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や様々な課題に対応できる力を育てていくことが求められます。

【施策の方向性】

こどもたちが安全で安心して過ごせる多くの場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、豊かな人間性や生きる力を身につけられるよう取り組んでいきます。

また、配慮が必要なこどもたちがその能力や可能性を最大限伸ばせるよう、それぞれの状況やニーズに応じた支援を推進します。

Ⅰ こどもの成長を支える環境づくりや機会の創出

事業名	内容
新図書館の整備【再掲】	柴田町新図書館基本構想の基本方針である「子どもたちの想像力や心の豊かさを育む図書館」に基づき、図書館を拠点としたまちの交流や賑わいの創出に取り組みます。
子ども読書活動推進事業 こ 3期 次	「柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校、図書館、行政等がそれぞれの役割や責任を明確にし、町民全体で子どもの読書活動の効果的な推進を図ります。
食育推進計画の推進 こ 3期 次 負	柴田町食育推進計画に基づき、乳幼児期・学童期・思春期の各ライフステージに合わせ、関係各課と連携して食育事業を推進します。
子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業（思春期保健事業） こ 3期 次 負	生徒に対し父性や母性の育成を図るため、思春期保健事業として、保育体験や妊婦疑似体験等を実施します。生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ります。
学力調査や学習支援による学力向上の推進 こ 負	全国学力・学習状況調査に加え、町独自の学力調査の実施により、児童・生徒のつまづきや課題を細かく分析・考察し、普段の学習習慣形成や学習指導に生かす等指導法の改善を推進し、学力向上を図ります。

学校給食による食育の推進 こ 食	栄養教諭が町内の小中学校を訪問し、小学校では担任と連携して授業を行い、中学校では放送を活用した「食」の指導を行う等、継続的に食育活動を実施し、栄養・食生活の意識改善に努めます。
子ども学習開放広場 こ	こどもたちが学習する場所として、西住公民館のロビーホール(日/祝日/休館日を除く)を開放します。
町内の生きもの観察会【再掲】	小学生を対象に、町内の生き物の生態を学びながら、身近にある自然や、里山等の環境保全の大切さを学び、自然を愛する心を育むことを目的に開催します。
子ども映画まつり【再掲】	幼児と小学生を対象に、優良な映画や動画作品に触れる機会を提供し、情操豊かな心を育むことを目的に開催します。
子ども音楽鑑賞【再掲】	こどもたちに良質な音楽に触れる機会を提供することで、音楽の楽しさや魅力を知り、聴く力を養い音楽に対する感性と豊かな心を育むことを目的に開催します。
子ども開放ひろば【再掲】	元気なこどもを育成するため、気軽に立ち寄れる遊び場として、船岡生涯学習センターのホール利用がない時間帯(日/祝日/休館日を除く)を開放します。
親子でクッキング【再掲】	こどもたちが食材についての知識や調理に関する基本を学び、親子で普段の食生活について一緒に考え、見直すとともに、親子の絆を深めながら調理体験を楽しむことを目的に開催します。
親子みそづくり体験【再掲】	普段食べている味噌がどのようにして作られるのかを学ぶことで、食べ物への関心や感謝の気持ちを育み、また、親子の絆を深めることを目的に味噌づくり体験を開催します。
和太鼓体験教室【再掲】	日本の伝統楽器である和太鼓を叩くことを通して、体力の向上を目指すとともに、リズム感を養うことを目的に開催します。
小中学生のためのお茶教室【再掲】	小中学生を対象に日本の伝統文化である茶道に触れ、礼儀作法を身につけ、おもてなしの心を養うことを目的に開催します。
あそびのワンダーランド【再掲】	幼児・小学生と保護者を対象に、心豊かでたくましいこどもを地域全体で育てるため、様々な遊びの体験の場を提供します。
絵本の読み聞かせ【再掲】	幼児と小学生を対象に、本に親しむ習慣を身につけることを目的に、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを開催します。

2 居場所づくり

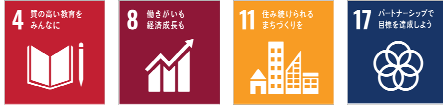
事業名	内容
児童館の運営 こ 3期 次 食	18歳未満のこどもが自由に利用できる児童福祉施設として、船迫児童館、槻木児童館、三名生児童館、西住児童館、船岡児童館を運営しています。運営にあたっては、民間の力を活用する等効果的で多様なサービスの提供を検討します。
◎放課後児童クラブ事業 こ 3期 次 食	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に学校の放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、児童館と同様に民間活力を利用し、効果的で多様なサービスの提供を検討します。
都市公園等の維持管理 こ 3期 次	こどもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、清掃、樹木の剪定・害虫駆除、草刈り、遊具施設等の定期点検・改修を行います。公園清掃については、行政区単位で実施しており、今後も地域と連携しながら、住環境の維持・向上に努めます。
学校を窓口とした相談支援の充実 こ 食	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保護者、学校と連携・協力し、いじめ、不登校、問題行動等への対応に取り組めます。また、柴田町子どもの心のケアハウスとの連携を強化し、不登校で悩んでいる児童生徒の支援にも取り組めます。

子どもの心のケアハウス事業 こ 3期 次	登校することが難しい児童生徒が安心できる環境を整え、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等を行い、学校復帰の支援をします。
不登校対策自立支援事業の実施 こ 貧	教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所として「学び支援教室（ほっとルーム）」を開設し、学習支援と自立支援に努めます。
◎児童育成支援拠点事業 こ 3期 次	養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぎ、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業の実施を検討します。
地域交流センター整備事業 こ	しばたの郷土館を学習活動やまちづくり活動の拠点とした、地域交流センター（仮称）まちなか交流センターとして再構築します。そのパブリックスペースの一つに、乳幼児から未就学児を対象とした屋内こども遊び場を設置して、こどもからお年寄りまでの世代間の繋がりを深める交流の場を提供することを目的とします。
子ども食堂開設運営費補助【再掲】	こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。

3 配慮を要するこどもへの支援

事業名	内容
児童発達支援事業 こ 3期 次 貧	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。今後も早期から発達の特性に応じて切れ目ない支援ができるよう、支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、関係機関との連携を図り、支援体制を整備します。
放課後等デイサービス こ 3期 次 貧	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
特別支援教育への支援・インクルーシブ教育の推進 こ 3期 次 貧	発達障がい等により、特別に支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行います。また、支援が必要な児童生徒が同じ学級で共に学ぶことができるよう、特別支援教育コーディネーター等を配置し、受け入れ環境を整備します。

◇基本目標2-3 【青年期・ポスト青年期】
若者を支える環境づくりの推進



【現状・課題】

こども・若者に関するアンケート調査では、「結婚したことはあるが、今はそうではない」、「結婚したことがない」と回答した人のうち、「結婚したい」が51.6%でした。

また、「こどもを持ちたいと思わない」と回答した人の理由は、「子育てや教育にお金がかかるから」が68.0%、「育児による心理的、肉体的負担が増えるから」が60.0%でした。

【施策の方向性】

多様な価値観、考え方を尊重しつつ、家族を持ち、こどもを産み育てることや不安なく生活を始めることができるよう支援していきます。

1 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

事業名	内容
若年層の就業支援の充実【再掲】	関係機関との連携を図り、中学生を対象とした職場体験学習の支援を行います。また、地域の県立高校や支援学校に通う高校生を対象に、主に町内企業の求人や事業内容等を紹介する企業情報ガイダンスを行います。

2 結婚を希望する方への支援

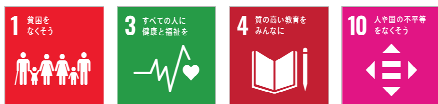
事業名	内容
結婚・婚活支援 こ	若者が自分らしく生きるという希望を恋愛や結婚という形で実現できる社会の実現のため、宮城県や宮城県青年会館と協力し、結婚支援センター「みやマリ！」出張登録会や婚活相談会を実施します。

3 若者へのヘルスケアの推進

事業名	内容
プレコンセプションケアの周知 こ	若者が自身の将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合い、健康的でより質の高い生活を実現してもらうために、正しい知識の普及、啓発を行い、将来の健康な妊娠・出産へつなげます。
青年期健康診査 こ	青年期からの健全な生活習慣を基礎づけるとともに生活習慣病予防対策として実施します。

3. 子育て当事者への支援

◇基本目標3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減



【現状・課題】

こどもが生まれてから成人に達するまでにかかる養育費や教育費等が子育て家庭にとって、不安や負担となっています。

経済的な格差が子育てに影響を及ぼすことがないよう、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

【施策の方向性】

幼児教育・保育の無償化をはじめ、子ども医療費の助成、高校生年代までを対象とする児童手当など、保護者への経済的支援を引き続き行います。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

事業名	内容
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の推進【再掲】	妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。
児童手当の支給 こ 3期 次 貧	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給します。
子ども医療費助成事業【再掲】	0歳～18歳までの全てのこどもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を行い、福祉の増進を図ります。
幼児教育・保育の無償化 こ 3期 次 貧	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの利用料を無償とします。
小学校入学準備支援事業 こ 3期 次 貧	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し小学校等入学祝い金を支給することにより、少子化対策の推進及び多子家庭の子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。
不妊検査費・不妊治療費助成事業 こ	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

◇基本目標3-2 地域子育て支援、家庭教育支援



【現状・課題】

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境が変化している中で祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。自分の生まれ育った地域以外で生活している家庭も多く、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。

【施策の方向性】

子育て中の保護者と子どもが身近なところに集い、交流や相談ができる場所を提供していくとともに、個々のニーズに応じた子育て支援に関する情報の提供や子育て家庭への支援に努めます。

また、こども家庭センターにおいて、支援が必要な家庭やこどもの早期発見・早期対応していくため、関係機関との連携を強化していきます。

1 地域子育て支援、家庭教育支援

事業名	内容
こども家庭センター事業の推進【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、専門職が一体的な相談支援を行います。
◎ファミリー・サポート・センター事業 こ 3期 次 貧	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する事業を実施します。
◎地域子育て支援事業 こ 3期 次 貧	子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。
子育て支援活動 こ 3期 次	子育て支援センターを拠点として、育児不安等についての相談窓口、子育てサークル等への支援、地域の子育て資源の情報提供等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て親子の交流の場を提供し、地域全体で子育てを支援します。
コミュニティ活動の推進 こ 3期 次 貧	地域住民の連帯意識を高め、よりよい環境づくりを推進する自治会・町内会活動を支援します。地域住民が主体となった子育て支援と青少年の健全育成への取り組みなど、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供と相談体制を強化します。
子ども会育成会連絡協議会の支援 こ 3期 次	子ども会育成のため、関係諸機関との連絡調整を行い、子ども会関係者の育成・指導のための講習会や研修会を実施します。また、子どもたちが参加する事業を通して、子どもたちの生きる力を育みます。

幼児教育の充実 	保幼小連絡会を活用し、幼稚園、保育所、小学校の連携を強化します。また、就学児童の円滑な接続につながるよう幼児教育、アプローチカリキュラムの充実を図り、保育・教育活動を推進します。さらに、中核となる小学校に「保幼小架け橋リーダー」を配置し、幼稚園、保育所、小学校において、切れ目のない支援に取り組めます。
協働教育推進事業の推進 	コーディネーターが学校とボランティア等の地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、家庭教育支援活動、地域活動、学校支援活動の三つの柱で事業を推進し、児童生徒の学習と交流を支援します。
自主学習支援事業「放課後学習室」等の推進 	児童生徒の学習意欲向上に向け、各小中学校において、放課後学習室や学習会、生涯学習センター等での受験力アップ学習会を開催します。
子育て支援センターの相談体制等の充実 	子育て支援センターにおいて、利用者支援事業を実施し、専門知識を有する利用者支援専門員（保育士）及び補助員を各1名配置し、相談支援を行います。
子育て支援活動 	0歳から3歳児を対象に、子育て支援活動や子育てに関する知識を学ぶ講座や講演会を開催します。
子育て短期支援事業 	保護者の病気や出産・育児疲れ等の理由や経済的な理由により、一時的に家庭での育児が難しくなった場合、一定期間こどもを里親において保護します。

2 子育て支援に関わる人材の確保・育成

事業名	内容
子育て支援ネットワーク事業 	子育て家庭の身近な相談相手として「子育てサポーター」を育成・派遣し、家庭教育支援、サークル活動支援など子育て支援交流事業を実施します。また、関係機関が連携を深め、地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。

3 こども・子育て情報発信の充実

事業名	内容
子育て支援アプリ 	母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう、子育て支援アプリを活用した迅速な情報配信を行います。
広報紙の発行 	子育て支援に関する取り組みや情報をわかりやすく町民の皆様にお知らせするため、「広報しばた」を定期的に発行します。また、町や公共機関等からの子育てに役立つお知らせや各種教室の参加者募集などメールやLINE配信も活用し、周知します。
広聴事業 	「まちづくり住民懇談会」の開催や「町長へのメッセージ」により、子育て支援に関する意見や提言を施策に反映します。
ホームページの運営 	町のホームページにおいて、子育て支援に関する情報等の提供を行います。

◇基本目標3-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画
促進・拡大



【現状・課題】

男性が育児休業を取得する割合は、増加しているものの、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、男性の家事や子育てへの参画をさらに推進するとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てできる環境を整備する必要があります。

また、男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた環境整備を実現するため、働き方改革や男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及・啓発を図る必要があります。

【施策の方向性】

共働き・共育ての推進に向け、男性の家事や子育てへの参画促進等を進めるとともに、こどもを預け働くことができる環境を整備していきます。

1 共働き・共育ての推進

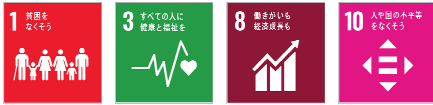
事業名	内容
男女共同参画社会の推進 こ 3期 次 済	宮城県との共催による講座の開催や、男女共同参画情報紙等において、本町における男女共同参画に関する取り組みの周知啓発に取り組み、町民の意識高揚を図ります。
子育て・親育ち講座 こ 3期 次 済	家庭における基本的なしつけの重要性、親としての責任の自覚などについて保護者が学ぶ場を提供するため、就学前児童の保護者が小学校に集まる機会を活用し、子育て講座を実施します。
子育て・親育ち思春期講座 こ 3期 次 済	保護者がこどもの中学校入学前の心構えとして、思春期を迎えるこどもの特徴や親としての関わり方を学び、親子ともに健全な中学校生活を送るため、中学校入学説明会を活用し、子育て講座を実施します。
男性向け家庭教育講座 こ 3期 次 済	父親の積極的な育児参加を促すとともに、父親同士の交流を通し、子育てについて楽しく学ぶための父子のふれあい講座を実施します。
親のみちしるべ出前講座 こ 3期 次 済	宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用し、子育て中の親同士が交流を図りながら、親自身の気づきや子育てについて学びあうための出前講座を実施します。

2 仕事と子育ての両立ができる保育環境等の充実

事業名	内容
◎通常保育事業 こ 3期 次 済	保護者の仕事や病気などにより、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、公立保育所の民営化を実施します。
◎延長保育事業 こ 3期 次 済	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。

<p>◎ゆとりの育児支援事業</p> <p>こ 3期 次 貧</p>	<p>保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童に対して保育を行います。</p>
<p>保育体制の充実</p> <p>こ 貧</p>	<p>児童数の変化等を踏まえながら、認定こども園や保育所、地域型保育施設の施設整備を行うとともに、保育の質の向上や継続した保育の場を提供するため、連携協力機能の強化に努めます。また、延長保育事業や一時預かり事業の充実を図るほか、病児保育事業の実施に向けた検討を行い、保護者の多様なニーズに応えられる保育体制の充実を図ります。</p>
<p>家庭生活や育児への男性の参画の推進</p> <p>こ 貧</p>	<p>男女が共に家庭責任を担うことができるよう、家庭における男女平等観の啓発に努めるとともに、育児休業を取得した男性の事例等について周知し、男性の育児参画を推進します。</p>
<p>地域型保育事業の推進</p> <p>こ 貧</p>	<p>保護者の就労・疾病等の理由で、日中に家庭において保育を受けられない0歳から2歳の乳幼児を対象に、保護者に代わって保育を行います。</p>

◇基本目標3-4 ひとり親家庭への支援



【現状・課題】

柴田町のひとり親家庭は、ほぼ横ばいで推移していますが、ひとり親家庭は、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、「時間の貧困」にも陥りやすくなります。

ひとり親が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行う必要があります。

【施策の方向性】

ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立を助けるため、それぞれの状況に応じた支援を関係機関と連携しながら推進します。

1 子育て・生活の支援

事業名	内容
◎子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
民生委員・児童委員、主任児童委員 こ 3期 次 貧	各担当地区内のひとり親の家庭や家庭状況により、支援を要する児童の援護など、日常生活での問題について相談支援を行います。また、幼児とひとり親を対象とした子育て支援も行っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

2 就業の支援

事業名	内容
生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実 こ 貧	ハローワークや仙南地域職業訓練センター、宮城県、自立相談支援センター仙南事務所と連携し、生活に困難をかかえる保護者への就労相談・支援を行います。また、より安定した就労機会を確保するために役立つ知識や技術を身につけるための資格取得の情報を提供していきます。
職場に必要な知識、技術取得の促進 こ 貧	就労する保護者やその職場の職業能力開発が図られるよう、仙南地域職業訓練センター等と連携し、階層別研修や技能研修、資格取得研修等、それぞれのニーズに対応した各種就労支援を行います。また、就労に関する情報提供や相談対応の充実に取り組みます。

3 経済的支援

事業名	内容
児童扶養手当 こ 3期 次 貧	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、こどもの福祉増進を図るため、第3子以降の児童に係る加算額及び支給に係る所得制限限度額を引き上げて手当を支給します。
母子父子家庭への医療費助成 こ 3期 次	ひとり親家庭等の医療費における負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

本計画は、令和7年3月に策定した「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」を包含することになることから、「量の見込み」と「確保方策」等をそのまま継承しますが、本計画には、一部抜粋して掲載します。

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

本町においては、第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）としており、第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画においても、引き続き1圏域での教育・保育の提供を行います。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、ニーズ調査の実施結果と町の状況を踏まえて「量の見込み」を決定し、それに対応するための「確保方策」を次のように設定します。

◇認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(1) 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	563	554	521	480	469
1号認定	人	412	405	381	351	343
2号認定 （教育希望）	人	151	149	140	129	126
②確保方策	人	710	650	650	650	650
幼稚園	人	0	0	0	0	0
施設型給付を 受けない幼稚園	人	710	650	650	650	650
②-①	人	147	96	129	170	181

■提供体制、確保策の考え方

○施設型給付を受けない幼稚園で令和7年度は710人、令和8年度以降は650人の定員を確保でき、計画期間において必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	300	296	278	256	250
②確保方策	人	337	337	337	337	337
保育所	人	332	332	332	332	332
認可外保育施設	人	5	5	5	5	5
②-①	人	37	41	59	81	87

■提供体制、確保策の考え方

○計画期間の児童数の推移や幼稚園、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

(3) 3号認定（0～2歳）

0～2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

■量の見込みと確保方策（0歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	61	59	57	56	54
②確保方策	人	64	64	64	64	64
保育所	人	48	48	48	48	48
地域型保育事業	人	16	16	16	16	16
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	3	5	7	8	10

■量の見込みと確保方策（1歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	91	94	90	88	85
②確保方策	人	102	102	102	102	102
保育所	人	69	69	69	69	69
地域型保育事業	人	33	33	33	33	33
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	11	8	12	14	17

■量の見込みと確保方策（2歳児）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	110	103	107	103	100
②確保方策	人	127	127	127	127	127
保育所	人	92	92	92	92	92
地域型保育事業	人	35	35	35	35	35
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
②-①	人	17	24	20	24	27

■提供体制、確保策の考え方

○計画期間の児童数の推移や地域型保育事業（小規模保育施設）、私立認可保育所等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるよう保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

【保育利用率の目標値】

3号認定の量の見込み割合である保育利用率の目標値は、「量の見込み（0～2歳総数）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値としています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
保育利用率（%）	47.0	47.0	47.0	47.0	47.0
推計児童数（人）	557	545	540	525	509
0歳児	181	174	170	166	160
1歳児	177	184	176	172	167
2歳児	199	187	194	187	182

（4）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度については、令和8年度より新たに開始する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		24	24	24	24
1歳児	延人		60	60	60	60
2歳児	延人		60	60	60	60
②確保方策	延人		144	144	144	144
0歳児	延人		24	24	24	24
1歳児	延人		60	60	60	60
2歳児	延人		60	60	60	60
②-①	延人		0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援するため、現行の幼児教育・保育の提供に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。子ども・子育て支援法に基づき令和8年度から実施できるよう、受け入れ体制等を検討し、確保していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】

子育て支援センターにおいて、利用者支援専門員（保育士等）を配置し、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。

【地域子育て相談機関】

能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関であり、法律上こども家庭センターと連携・調整を行います。

【特定型】

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

【こども家庭センター型】

令和7年度より母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、妊娠期から出産、子育て期までを包括的に支援するため「こども家庭センター」を設置し、体制の強化を図ります。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①確保量	か所	3	3	3	3	3
基本型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

■提供体制、確保策の考え方

○令和7年4月に設置するこども家庭センターでは、子ども家庭課と健康推進課が連携し、妊産婦及び子育て家庭の個別のニーズを把握して妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じてサポートプランの作成や地域の関係機関との連絡調整等を行い、子育てサービスを円滑に利用できるよう支援します。

■量の見込みと確保方策（妊婦等包括相談支援事業）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	543	522	510	498	480
妊娠届出数	件/年	181	174	170	166	160
1組当たり面談回数	回/年	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	回/年	543	522	510	498	480
②確保方策	延人/年	543	522	510	498	480
こども家庭センター型	回/年	543	522	510	498	480
上記以外	回/年	0	0	0	0	0
②-①	延人/年	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

（2）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の相互交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
②確保方策	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
施設数	か所	2	2	2	2	2
年間受け入れ可能人数	延人/年	8,953	8,784	8,465	7,987	7,786
②-①	延人/年	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状況の把握、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた各種検査を実施します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	181	174	170	166	160
②確保方策	人	181	174	170	166	160
②-①	人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○母子健康手帳交付者に妊婦一般健康診査受診券14回分を交付し、妊娠中の健康を保持し安心して出産に臨み、こどもを産み育てるために妊娠週数に合わせて妊婦健康診査を実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	181	174	170	166	160
②確保方策	人	181	174	170	166	160
②-①	人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。出生児全員を対象に実施して、乳児の健康状態や養育環境等について把握し、子育てについての情報提供や相談・助言等を行うことにより、きめ細やかな相談体制を整備します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	18	17	17	16	16
②確保方策	人	18	17	17	16	16
②-①	人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。予防的介入や対策の検討が今後の重点課題です。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	9	9	9	9	9
②確保方策	延人/年	15	15	15	15	15
②-①	延人/年	6	6	6	6	6

■提供体制、確保策の考え方

○みやぎ里親支援センターと連携し、里親家庭の確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について取り扱っています。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	68	64	62	60	57
低学年	延人/年	66	62	60	59	56
高学年	延人/年	2	2	2	1	1
②確保方策	延人/年	68	64	62	60	57
②-①	延人/年	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○学校訪問、広報等により引き続き事業の周知を図るとともに、協力会員の確保に努めます。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

■量の見込みと確保方策(幼稚園預かり保育、3～5歳)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	17,617	16,472	16,011	15,394	14,322
②確保方策	延人/年	22,320	19,680	19,680	19,680	19,680
施設数	か所	4	3	3	3	3
定員数	延人/年	22,320	19,680	19,680	19,680	19,680
②-①	延人/年	4,703	3,208	3,669	4,286	5,358

■提供体制、確保策の考え方

○保護者の就労形態や家庭の一時的な事情により、預かり保育が必要な入園児童について、町内の私立幼稚園全てで実施しています。今後も同体制で実施します。

■量の見込みと確保方策(幼稚園預かり保育以外、0～5歳)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	1,771	1,737	1,674	1,579	1,540
②確保方策	延人/年	5,984	5,984	5,984	5,984	5,984
一時預かり事業	延人/年	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
子育て援助活動 支援事業	延人/年	224	224	224	224	224
②-①	延人/年	4,213	4,247	4,310	4,405	4,444

■提供体制、確保策の考え方

○【一時預かり】

保護者の就労形態や、疾病、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、一時的に家庭での保育が困難になる場合や育児疲れのリフレッシュが必要な場合に、現在3か所の公立保育所で一時預かりを実施しています。今後も同体制で実施します。

○【子育て援助活動支援】

ファミリー・サポート・センター事業の定期的な利用者が多くなっています。利用者の援助要望に対応できる協力会員の人員確保が課題となっています。

(9) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以外に保育を希望する場合に提供する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	374	367	354	334	325
②確保方策	人	374	367	354	334	325
②-①	人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○入所児童保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定保育時間(8時間又は11時間)を超えて保育を行っています。現在は、町内全ての保育施設で月曜日から金曜日まで実施しており、今後も継続して実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人/年	243	234	224	214	209
②確保方策	延人/年	0	0	0	0	209
②-①	延人/年	△243	△234	△224	△214	0

■提供体制、確保策の考え方

○本事業は、公立保育所での実施は難しいため、民間施設での設置等を含め、実施可能性について検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	374	361	348	344	326
1年生	人	124	120	115	114	108
2年生	人	114	110	106	104	99
3年生	人	77	74	72	71	67
4年生	人	39	37	36	36	34
5年生	人	17	17	16	16	15
6年生	人	3	3	3	3	3
低学年	人	315	304	293	289	274
高学年	人	59	57	55	55	52
②確保方策	人	435	435	435	435	435
②-①	人	61	74	87	91	109

■提供体制、確保策の考え方

○引き続き共働き家庭等の児童に対する放課後児童クラブの充実を図ります。また、福祉部局（子ども家庭課）と教育委員会が連携を深め、学校の空き教室や生涯学習施設などを活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験交流活動を行う放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的又は連携して実施することについて検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	84	84	84	84	84
②確保方策	人	84	84	84	84	84
②-①	人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施します。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設等運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要です。一方、事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持できるよう、過剰供給を避けることも求められるため、本町における実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○要保護児童対策地域協議会での情報共有や、児童虐待や養育支援が必要な子どもや家庭に関する状況把握、対応の検討を通して、要保護児童対策地域協議会や関係機関員の専門性の向上を図るとともに、他の会議組織との連携や日頃の交流を通して子育て・子育てに関する関係機関・団体との連携強化を図ります。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

令和7年度より新たに開始する事業で、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	30	30	30	30	30
②確保方策	延人	30	30	30	30	30
②-①	延人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○令和7年4月に設置するこども家庭センターで利用者の支援内容等を検討し、サポートプランなどを作成しながら子育て世帯の支援を実施します。

(16) 児童育成支援拠点事業

児童福祉法の改正により令和7年度より新設される事業で、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○本事業は現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童福祉法の改正により令和7年度より新設される事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

○本事業は現在実施していませんが、今後もニーズの推移を見極め、実施について検討します。

(18) 産後ケア事業

令和3年度より開始されており、本計画より地域子ども・子育て支援事業の1つとなった事業で、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	延人	92	89	87	85	82
②確保方策	延人	92	89	87	85	82
②-①	延人	0	0	0	0	0

■提供体制、確保策の考え方

○切れ目のない子育て支援を行うため、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を継続的に提供していきます。

4. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新制度で学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮しつつ、今後も施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、認定こども園への移行や設置について、その可能性を引き続き検討していきます。

(2) 質の高い事業の提供についての基本的考え方と推進方策

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所）により、質の高い教育・保育サービスを提供される環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

第6章 施設整備事業

公立保育所、児童館等において、こどもたちに安全で快適な環境を提供するため空調機設備整備、照明設備の改修や防犯対策設備などの環境改善整備を行います。

また、私立保育施設等が実施する施設整備等については、国の補助金等を活用し、支援していきます。

■主な事業

・保育所、児童館等の空調機整備

こどもたちが快適に過ごすことができるよう冷暖房能力が高く、静音性が高い空調機設備を整備していきます。

・保育所、児童館等の照明設備のLED化

こどもが安全かつ快適に過ごすことができるよう照明設備のLED化が完了していない施設から順次に整備していきます。

・保育所、児童館等の防犯対策設備の整備

こどもの安全を確保していくため、防犯カメラの設置等の防犯対策を実施していきます。

・保育所、児童館等のトイレ整備

こどもたち利用するトイレについて、衛生環境の向上のため所要の整備等を実施します。

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 計画の推進

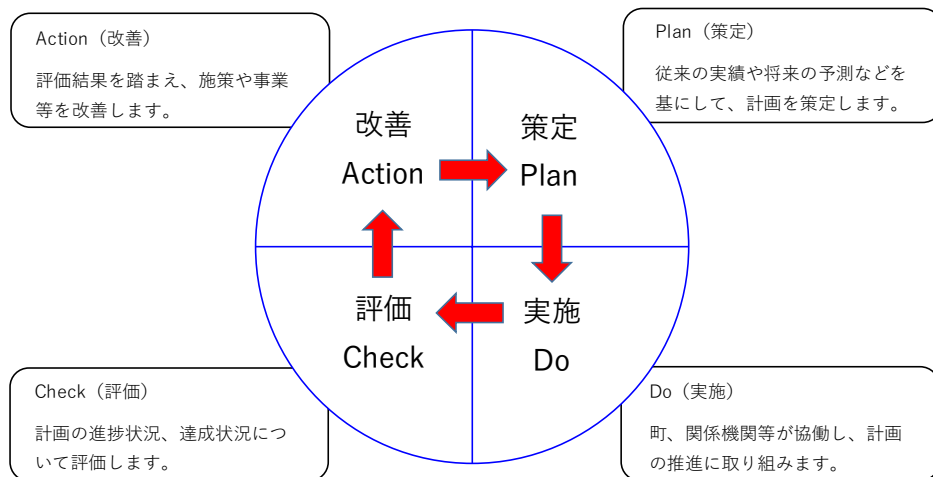
本計画は、すべての子ども・若者と子育て当事者を対象としており、行政だけでなく、地域、職場、関係機関等が連携し、子どもまんなか社会の実現と子育てしやすいまちづくりの推進に向けて、積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

(2) 計画の周知

計画を推進していくためには、子ども・若者と子育て当事者及び地域、職場、関係機関等多くの町民の理解と協力が重要であることから、町ホームページなど様々な媒体を活用して、本計画を広く周知します。

2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、保護者、学識経験者、関係機関の代表者等によって構成される「柴田町子ども・子育て会議」において、計画の進行管理、評価を毎年度行うとともに、計画推進に関して必要な事項についての検討など、必要に応じて計画の見直し、改善を図ります。



3. 計画の評価・検証

計画の各事業は、毎年度下記基準に基づき評価を行うとともに事業の方向性を検証します。

評価基準

- A A 独自の事業として実施（有効）
- A 法令・制度に基づく事業で実施（有効）
- B 実施（概ね有効）
- C 実施（課題が残る）
- D 実施（実施したが利用等実績なし）
- E 一部実施
- F 未実施

1. 柴田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、柴田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 柴田町子ども・子育て会議 委員名簿

任期期間：令和7年7月1日～令和9年6月30日（3年間）

No	氏名	所属・役職	構成	備考
1	野村 恵里	学校法人 柴田学園 たんぽぽ幼稚園長 (私立幼稚園代表)	事業に従事する者	
2	佐藤久美子	船岡保育所長 (保育所代表)	事業に従事する者	
3	仲井 文春	小規模認可保育園 カラーズふなおか園 (地域型保育事業者・認可外保育園代表)	事業に従事する者	
4	平井 寛子	育児サークル代表 (さくらんぼう)	子ども保護者 (未満児)	
5	朝井 香奈	保育所保護者代表 (西船迫保育所)	子ども保護者 (保育所)	
6	駒板 美穂	幼稚園保護者 (熊野幼稚園)	子ども保護者 (幼稚園)	
7	今村美也子	小学校保護者 (槻木放課後児童クラブ)	子ども保護者 (小学校)	
8	児玉 芳江	NPO 等子育て支援団体等 (NPO 法人 しばた子育て支援ゆるりん)	学識経験のある者	副会長
9	八島 裕晃	柴田町社会福祉協議会	学識経験のある者	
10	武田 則男	元 教育相談員、船岡小学校長	学識経験のある者	会長

3. 策定経過

年月日	内容
令和7年6月20日～ 令和7年10月3日	柴田町ヤングケアラー調査 ・柴田町立学校に通学している小学4～6年生853人 ・柴田町立学校に通学している中学1～3年生814人
令和7年6月30日～ 令和7年7月14日	こども・若者施策に関する調査の実施 ・高校生年代から39歳 1,000人（無作為抽出）
令和8年1月28日	第1回柴田町子ども・子育て会議 ・こども計画（案）について
令和8年2月16日	第2回柴田町子ども・子育て会議 ・こども計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和8年2月18日～ 令和8年3月19日	パブリックコメントの実施
令和8年3月19日	議員全員協議会で説明
令和8年3月24日	第3回柴田町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの実施結果について ・こども計画（最終案）について

4. 用語解説

あ行

用語	内容
医療的ケア児	人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。障害者の権利に関する条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのあるこどもが、他のこどもと平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されることが示されている。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻き場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

か行

用語	内容
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計のことで、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うとともに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機関のこと。
こども基本法	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
子ども・子育て支援法	幼児教育・保育や待.児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律。
こども大綱	こども基本法に基づき、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定され、令和5年12月に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。「こどもまんなか社会」の実現を目指している。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、基本理念や基本となる事項を定め、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としている。 令和6年6月に法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められるとともに、目的、基本理念、基本的施策などの充実が盛り込まれた。

こどもまんなか社会	こども家庭庁が掲げる社会ビジョンであり、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることができると目指します。
子ども・若者育成支援推進法	こども・若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について定め、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としている。令和6年6月の改正で、ヤングケアラーの定義を初めて法律に明記し、国・自治体などが支援に努めるべき対象に加えた。

さ行

用語	内容
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、地方自治体や事業主における次世代育成支援のための行動計画の策定や、仕事と子育ての両立支援等を定めた法律。
児童の権利に関する条約	平成元(1989)年11月20日の第44回国連総会において採択され、18歳未満のすべての人を「児童」と定義し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した条約。
児童福祉法	18歳未満の児童の健全育成と児童福祉の保障等に関する根本的・総合的な法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の設置・運営、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が定められている。
スクールカウンセラー	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う。公認心理師・臨床心理士の資格を持っている人が多い。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術をもった人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置又は派遣される人のこと。

た行

用語	内容
地域型保育事業	児童福祉法に基づき、多様な施設や事業者を市町村が認可する保育事業。主に待機児童の多い0歳児から2歳児が対象で、少人数の単位で保育を行う。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。

な行

用語	内容
認可外保育施設	認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。
認定こども園	幼稚園（教育）と保育所（保育）の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

は行

用語	内容
パブリックコメント	行政機関が政策を実施する際に、計画などの案を公表して住民から意見を募集する手続き。
フッ化物洗口	低濃度のフッ化ナトリウム水溶液で一定時間（約1分間）うがいをすることで、むし歯を予防する方法。
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合えること。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活送ること、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げます。

や行

用語	内容
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者（おおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ40歳未満の者も対象となり得る。）
要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がそのこども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置する会議体のこと。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されている。

わ行

用語	内容
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

柴田町こども計画

令和8年3月発行

発行：宮城県柴田町

編集：柴田町子ども家庭課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号

TEL:0224-55-2115 FAX:0224-55-4172

E-mail:children@town.shibata.miyagi.jp